

平成 24 年度

# 事業概要



アル (事業犬)

名古屋市動物愛護センター

# 基本理念

1. 動物の生命を尊重し、その健康と福祉の増進に努めます。
2. 人と動物のきずなを確立するとともに心豊かな市民生活の構築に努めます。
3. 動物の愛護と適正飼養に関する知識・技術の習得に努め、市民への普及啓発を図ります。

# 目 次

## I 概 況

1	沿 革	5
2	機構と分掌事務	7
3	職 員	7
4	施 設	
(1)	施 設 名	8
(2)	所 在 地	8
(3)	規 模	8
(4)	開設年月日	8
(5)	犬・猫舎室数	8
(6)	配 置 図	8
(7)	建物平面図	9
5	行政組織の系統図	11

## II 事業の概要

1	狂犬病予防業務	13
1	捕獲	13
2	野犬重点地域における巡回調査及び計画捕獲	13
3	こう傷犬の検診	14
4	狂犬病に関する研修	14
2	犬・猫の引取り、自活不能猫及び負傷動物の収容	15
1	犬・猫の引取り業務	15
2	自活不能猫の収容業務	15
3	負傷動物に関する業務	16
3	収容動物の管理及び処分	16
1	狂犬病予防法に基づく犬の抑留	16
2	返還	17
3	譲渡	18
4	殺処分	22
5	展示舎における犬猫の飼養管理	22
4	動物愛護と適正飼養の普及啓発・指導	23
1	愛護館における普及啓発活動	23
2	動物愛護を啓発する各種教室の開催	24

3	犬猫等の適正飼養を普及啓発するための教室・事業等の開催	28
4	動物介在活動 <small>(高齢者等を対象としてやすらぎやコミュニケーションの活発化等を期待して行う動物とのふれあい活動)</small>	31
5	動物愛護週間行事	31
6	猫問題への対応	33
7	所有明示の推進	33
8	避妊去勢手術の推進	34
9	災害時におけるペット対策	34
5	動物愛護推進員の活動の推進	35
1	動物愛護推進員関連事業の開催及び協力	35
2	動物愛護推進員との協働事業の実施	36
3	動物愛護推進員の自主的な活動の支援	36
6	特定動物飼養者への指導	38
1	許可及び監視指導	38
2	逃走特定動物への対策	40
7	動物取扱業者への指導	41
1	登録及び監視指導	41
2	動物取扱責任者研修	41
8	人獣共通感染症対策	42
1	啓発・指導	42
2	事業犬及び収容動物の糞便検査等	42
9	関係機関一覧	43

### III 統 計

1	狂犬病予防事業及び動物愛護管理事業（区別、月別）	45
2	捕獲及び返還状況（区別、月別）	47
3	指導班活動状況（区別、月別）	49
4	殺処分頭数	51
5	狂犬病予防事業 及び動物愛護に関する事業推移表その1（年度別）	52
6	狂犬病予防事業 及び動物愛護に関する事業推移表その2（年度別）	53
7	愛護指導業務に関する事業推移表	
(1)	譲渡頭数	54
(2)	事業別実績数	55

### IV 名古屋市動物愛護センター案内図

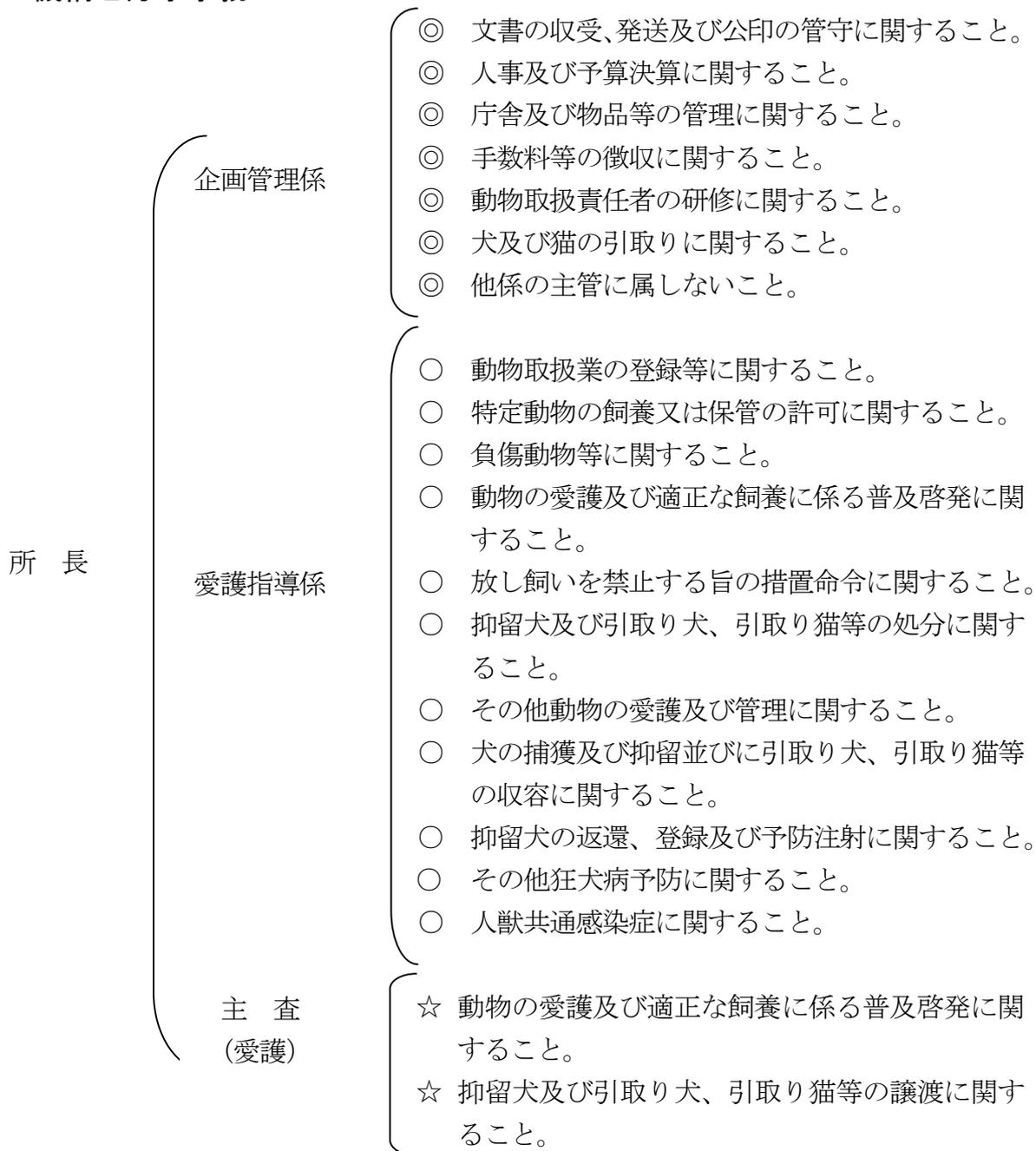
# I 概 況

## 1 沿 革

- 昭和 26 年 4 月 狂犬病予防法第 21 条の規定による抑留施設を中川区に設置し、犬抑留所の業務を開始した。
- 昭和 29 年 11 月 本館・事務所・車庫・焼却室を竣工、これを契機に民間に背負わせていた犬の捕獲や処分の業務を市が直接実施することとし、兼任の狂犬病予防員 1 名と臨時職員 6 名の陣容で出発、名称を名古屋市犬抑留所とした。
- 昭和 35 年 1 月 名古屋市飼犬等規制条例が施行され、これに伴い人員器材を強化した。
- 昭和 39 年 4 月 名古屋市飼犬指導所と名称を変え、機構改革により係長公所として独立した。
- 昭和 44 年 9 月 千種区に東分所を新たに設置、中川区の施設を本所として市域を東西に二分して各々の分担地区を定めた。
- 昭和 45 年 4 月 機構改革により課長公所に昇格、本所に業務第一係、東分所に業務第二係をおき、2 係制とした。
- 昭和 49 年 4 月 動物の保護及び管理に関する法律が施行された。
- 昭和 51 年 5 月 名古屋市動物指導センターと名称を変え、動物の保護及び管理に関する業務を開始した。
- 昭和 59 年 9 月 動物愛護センター（仮称）建設開始に伴い、東分所を廃止し、本所に合併した。
- 昭和 60 年 9 月 旧東分所及び隣接区域に愛護館、管理棟、車庫を竣工、動物愛護センターと名称を変えた。これに伴い本所を廃止した。  
また、機構改革により、管理係、主査（業務担当）及び主査（愛護担当）の 1 係 2 主査制とし、愛護事業を強化した。
- 平成 4 年 3 月 展示室及びワンワン教室等の改装を行い、愛護館設備の充実を図った。愛護館開設以来、来館者 50 万人を達成した。
- 平成 9 年 4 月 愛護館開設以来、来館者 100 万人を達成した。

- 平成 10 年 3 月 管理棟自動追込機・処分機の改装を行った。
- 平成 12 年 12 月 動物の保護及び管理に関する法律が改正され、動物の愛護及び管理に関する法律として 12 月 1 日より施行された。
- 平成 13 年 4 月 名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例が 4 月 1 日から施行された。
- 平成 14 年 5 月 失踪保護動物情報管理システムを導入し、センターの収容動物の画像を保健所窓口で見ることが出来るようになった。
- 平成 16 年 11 月 安心・安全で快適なまちづくりなごや条例が、11 月 1 日から施行された。
- 平成 17 年 4 月 名古屋市動物愛護センター動物譲渡要項を制定し、成犬の飼主募集を開始した。
- 平成 18 年 6 月 動物の愛護及び管理に関する法律及び名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例が改正され、6 月 1 日から施行された。
- 平成 21 年 4 月 マイクロチップによる所有明示措置を普及するために、当センターから譲渡する動物には、飼主の負担でマイクロチップを装着しすることを義務付けた。
- 平成 22 年 7 月 一般家庭に譲渡するまでに、訓練や治療等のケアが必要なものや、長期にわたり飼主が見つからない犬猫を一時保護し、適切な飼主を探して譲渡する譲渡ボランティアの登録制度を開始した。
- 平成 23 年 4 月 犬猫の引取りが有料化された。
- 平成 24 年 4 月 動物取扱業・特定動物の許可監視業務、犬猫の引取業務、負傷動物の受付・収容業務、自活不能猫の受付・収容業務を保健所から集約、4 名増員し、1 係 2 主査制から企画管理係、愛護指導係、主査（愛護担当）の 2 係 1 主査制となる。
- 平成 24 年 11 月 環境省の環境保全施設整備費補助金による管理棟及び愛護館内装その他改修工事が開始される。

## 2 機構と分掌事務



## 3 職 員

	課長	係長 主査	主事	獣医師	狂犬病予 防技術員	業務士	嘱託員	計
所長	1※							1
管理係		1	3	2※		1		7
愛護 指導係		2※		6※	15		9*	32
計	1	3	3	8	15	1	9	40

※印 狂犬病予防員 計 11 名

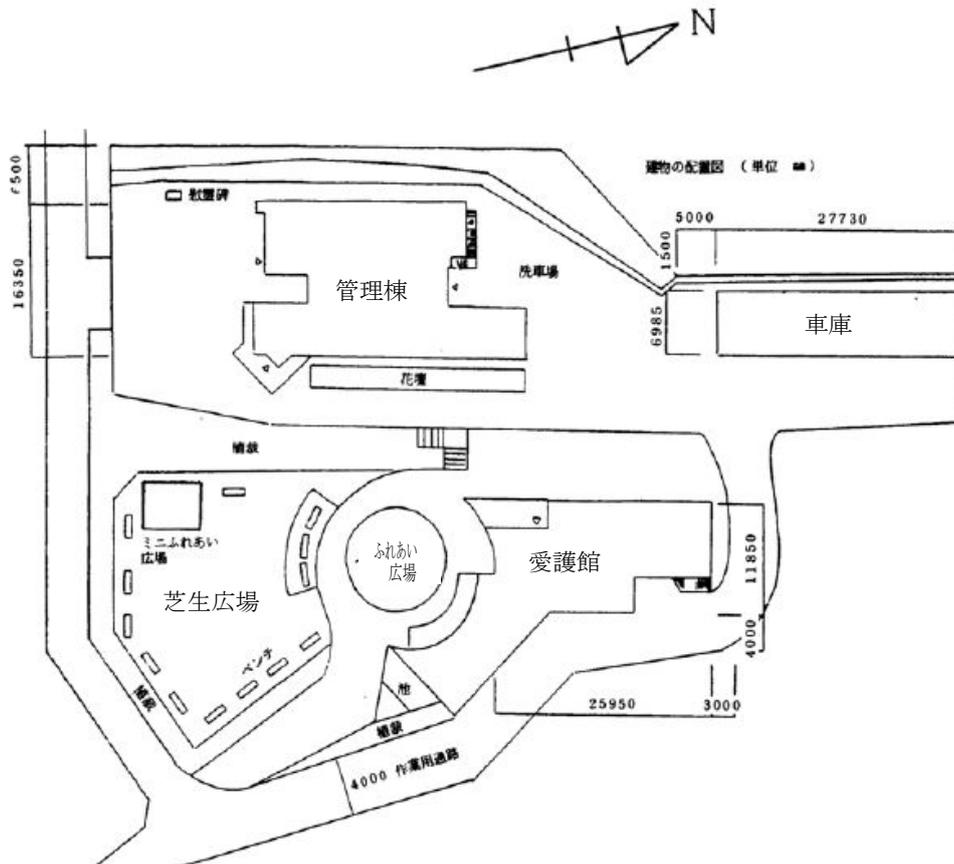
\*施策業務補助嘱託員 1 名を含む

## 4 施設概要

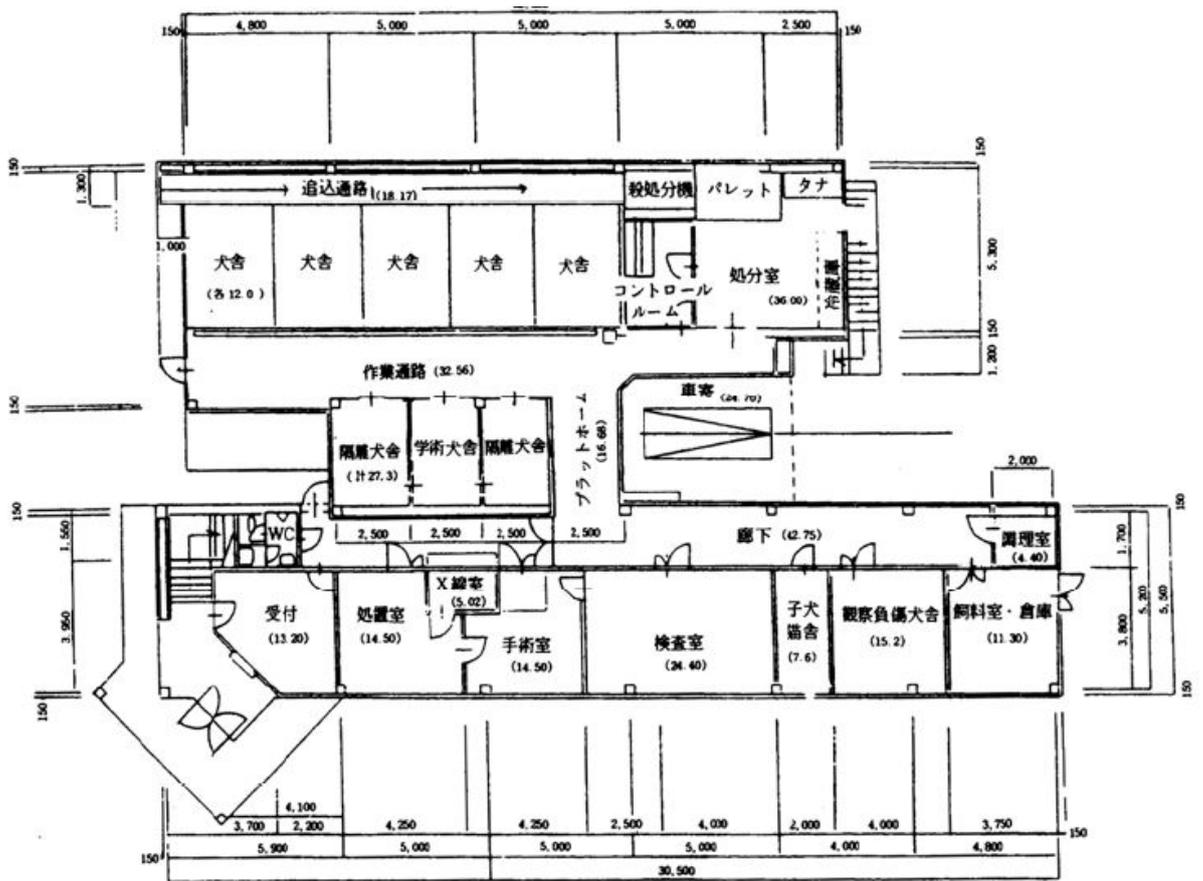
- (1) 施設名 名古屋市動物愛護センター
- (2) 所在地 名古屋市千種区平和公園二丁目 106 番地
- (3) 規模
- \* 敷地面積 8,592 m<sup>2</sup>
  - \* 建物面積
- |                     |   |                       |
|---------------------|---|-----------------------|
| 管理棟 (鉄骨造 2階建)       | 延 | 695.54 m <sup>2</sup> |
| 愛護館 (鉄筋コンクリート造 2階建) | 延 | 575.05 m <sup>2</sup> |
| 車庫 (鉄骨造 平屋建)        | 延 | 200.31 m <sup>2</sup> |
- (4) 開設年月日 昭和 60 年 9 月 1 日
- (5) 犬・猫舎室数

管理棟			愛護館		
収容室名	室数	面積	収容室名	室数	面積
成犬舎	5 室	60.0 m <sup>2</sup>	子犬舎	9 室	27.0 m <sup>2</sup>
隔離犬舎	2 室	18.2 m <sup>2</sup>	子猫舎	1 室	3.0 m <sup>2</sup>
学術犬舎	1 室	9.1 m <sup>2</sup>	ケージ	9 室	1.8 m <sup>2</sup>
観察負傷犬舎	8 室	15.2 m <sup>2</sup>			
子犬子猫舎	1 室	7.6 m <sup>2</sup>			

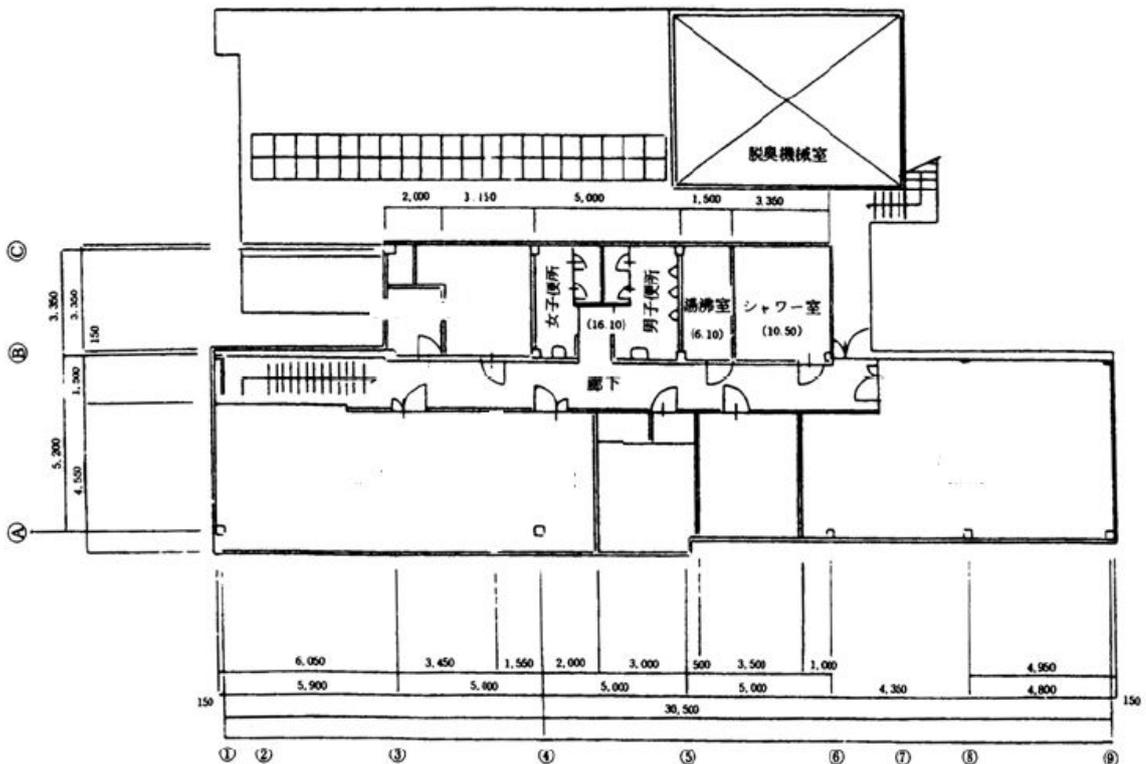
(6) 配置図



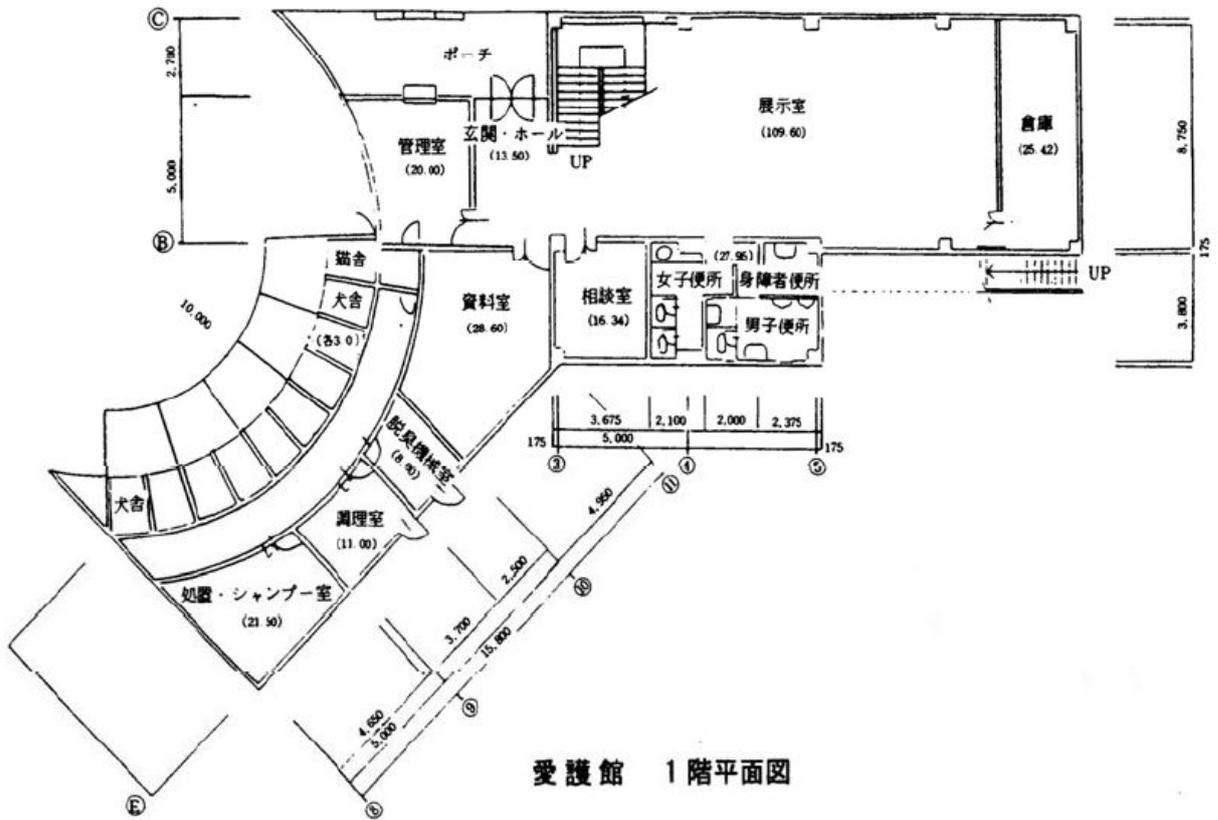
(7) 建物平面図



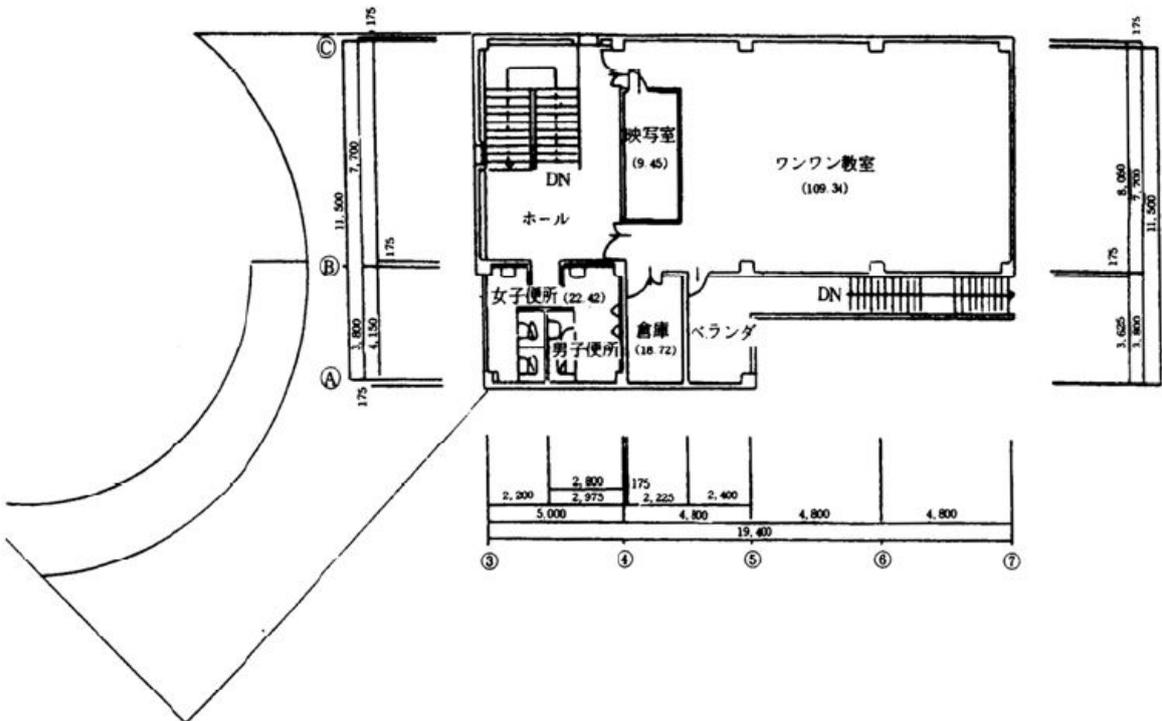
管理棟 1階平面図



管理棟 2階平面図

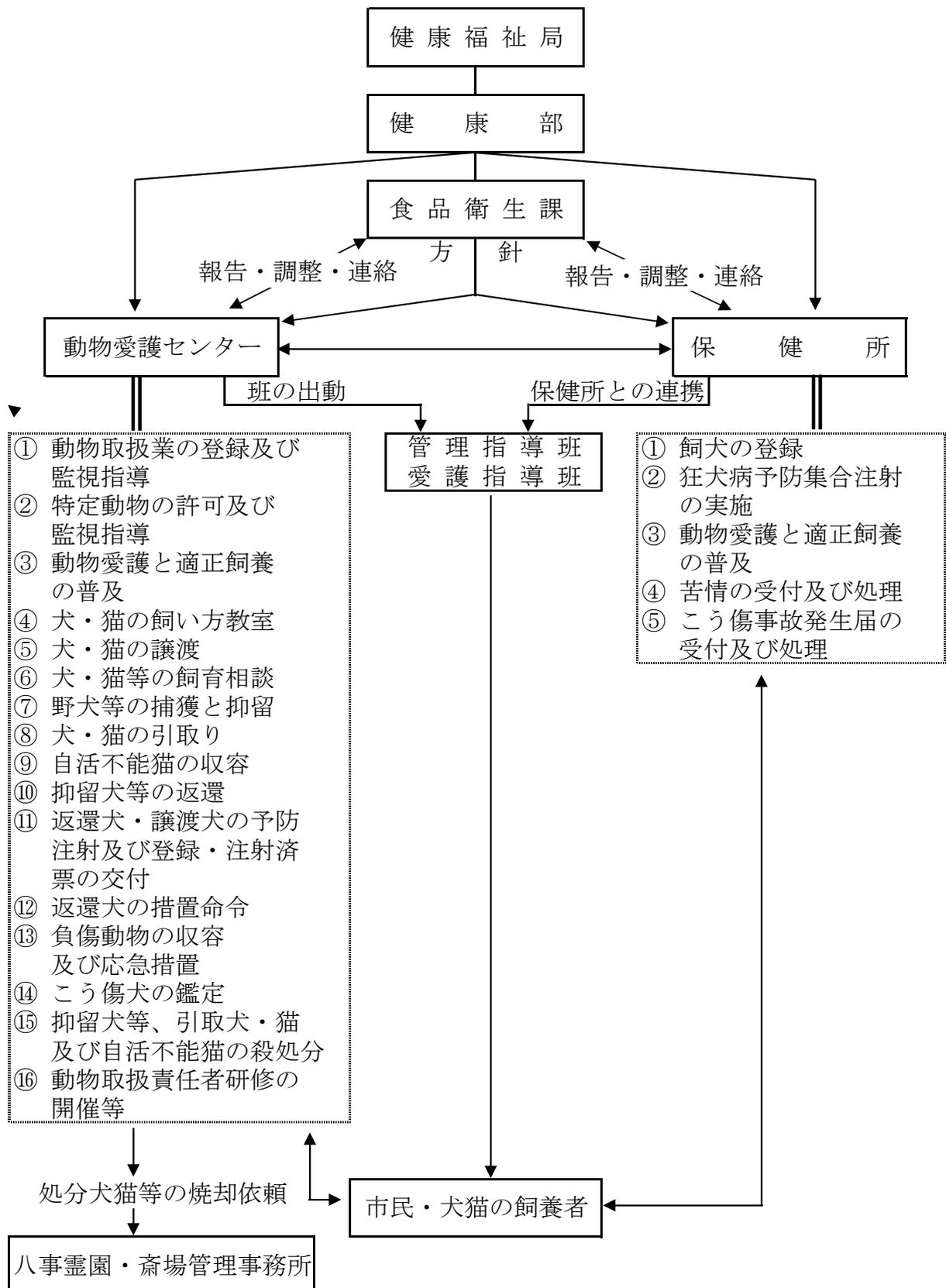


愛護館 1階平面図



愛護館 2階平面図

5 行政組織の系統図（平成24年4月1日から組織改正）



※ 自活不能猫とは、自力では生活できない所有者不明の子猫のことをいう。

## Ⅱ 事業の概要

本市動物愛護センター（以下、センターという。）は、名称の示すように動物愛護を基本理念として、動物愛護業務を推進している。従来の業務である飼犬等の管理指導業務もその精神を加味し、対策をたてている。

業務は所管法令（狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律など）に基づき、要綱、規程に従って事業を実施している。

センターにおける業務は、動物の適正飼養と動物愛護の普及・啓発を行う「愛護指導班」と、犬の捕獲・抑留及び犬・猫の引取り等や、動物取扱業・特定動物の監視指導を行う「管理指導班」に分かれて実施している。

各々の業務について毎年事業計画を作成し、実施している。

## 1 狂犬病予防業務

狂犬病の発生を予防し、犬による危害迷惑を防止するため、犬の捕獲・抑留等を実施している。

野犬・放浪犬の捕獲・抑留については、狂犬病予防法、名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき実施している。

### 1 捕獲

保健所の要請等に基づき、管理指導班の出動による野犬や放浪犬の捕獲を行っている。

犬の出没状況、緊急性等により、時間外及び土・日・祝日についても出動している。緊急性がある場合には、可能な限り迅速に対応している。

また、通常の捕獲方法（カケ・タモ等）で困難な場合は、捕獲箱、捕獲網（キャッチング・ネット）、吹き矢、麻酔銃等で捕獲を実施している。

◎平成 24 年度捕獲頭数

	開庁時間	時間外	土・日・祝	計
捕獲頭数	277	36	32	345

## 2 野犬重点地域における巡回調査及び計画捕獲

野犬実態調査により、長期にわたり野犬の生息が確認されている地域を野犬重点地域に指定している。

野犬重点地域においては、保健所と連携し、野犬の生息状況を調査した上で、計

画的に捕獲を実施している。

平成 25 年 3 月 31 日現在の野犬重点地域と平成 24 年度の監視件数は次のとおりであった。

◎野犬重点地域（平成 25 年 3 月 31 日現在）及び平成 24 年度監視件数

	区名	地域名	指定日	監視件数（件） （平成 24 年度）
1	中川	富田町千音寺十六割 周辺	平成 23 年 3 月 3 日	7
2	港	神宮寺一・二丁目、宝神町、 宝神一～五丁目、稲永三丁 目、野跡一・四・五丁目、潮 風町 周辺	平成 23 年 3 月 3 日	29
3	守山	上志段味 周辺	平成 23 年 3 月 3 日	12
4	守山	小幡中二・三丁目 周辺	平成 23 年 3 月 3 日	10
5	天白	天白町平針黒石 周辺	平成 23 年 3 月 3 日	14
合 計				72

### 3 こう傷犬の検診

こう傷事故を起こした犬のうち、飼主不明犬と飼主から引き取った飼犬について狂犬病の検診を行っている。

この検診では、センターの獣医師が 2 週間以上、こう傷犬の臨床症状を観察し、狂犬病か否かを鑑定している。

平成 24 年度は、捕獲犬 6 頭、引取犬 2 頭、譲渡移行中の収容犬 3 頭の鑑定を行い、狂犬病の症候は認められなかった。

### 4 狂犬病に関する研修

平成 24 年 10 月 25～26 日、国立感染症研究所井上智室長を講師として、狂犬病検査体制等に関する研修を職員等を実施した。

## 2 犬・猫の引取り、自活不能猫及び負傷動物の收容

犬・猫等による危害迷惑防止等を目的とし、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき犬・猫の引取り、自活不能猫（所有者の判明しない猫で、自らの力で生活できない子猫）の收容、負傷動物の收容と治療等を実施している。

### 1 犬・猫の引取り業務

犬・猫の引取り窓口を、平成24年4月1日より、16保健所からセンターに一元化し、次のとおり実施した。

引 取 場 所	引 取 日	引 取 時 間
セ ン タ ー	月～土（祝日を除く）	午前8時45分～午後4時

◎引取り手数料（1頭につき）

成 犬	成 猫	子 犬	子 猫
2,500 円	2,500 円	500 円	500 円

犬・猫の引取りを求められた場合には、終生飼養するよう説得を行い、飼育継続が困難と認められるものについてのみ引取りを行うよう努めている。また、引取り時には運転免許証等で本人確認を行っている。

◎平成24年度 犬・猫の引取り頭数

	犬		猫	
	成 犬	子 犬	成 猫	子 猫
小 計	117	4	190	423
合 計	121		613	

### 2 自活不能猫の收容業務

自活不能猫の收容を動物愛護の観点から行っている。收容の方法は、拾得者の移送協力が得られる場合には、犬・猫の引取りの受付日時に準じて、センターで引取

りを行っている。また、拾得者の移送協力が得られない場合には、管理指導班を出動させ、現地で収容している。

◎平成 24 年度 自活不能猫の保護収容状況

現地収容頭数	684
センター引取り頭数	388
計（頭）	1,072

### 3 負傷動物に関する業務

負傷動物（犬・猫・いえうさぎ・鶏・いえばと・あひる）について、現地に管理指導班を出動させ収容している。センターでは、治療等を行い、飼主への返還又は新たな飼主への譲渡に努めているが、平成 24 年度の負傷動物の収容・返還・譲渡の状況は次のとおりであった。

◎平成 24 年度 負傷動物の収容・返還・譲渡状況

	犬	猫	いえうさぎ	鶏	いえばと	あひる	計
収容	17	225	2	2	0	0	246
返還	15	7	0	0	0	0	22
譲渡	0	12	0	1	0	0	13

## 3 収容動物の管理及び処分

収容した動物については、可能な限り飼主に返還又は飼養を希望する者に譲渡することにより生命の救済に努めている。やむを得ず殺処分を行う際には適正に実施している。

### 1 狂犬病予防法に基づく犬の抑留

捕獲した犬は飼主に返還するために原則として3日間（捕獲日、土・日・祝日は含まない。）抑留している。

## 2 返還

### (1) 返還

抑留犬の所有者が返還を申し出たときは、動物愛護管理指導票で犬の逃走の再発防止を指導するとともに、当該犬の狂犬病予防法に基づく登録・狂犬病予防注射の実施を確認し、未実施の場合は、センターで狂犬病予防注射を行い、鑑札や狂犬病予防注射済票を交付している。平成 24 年度から所有者の任意によりマイクロチップを装着している。

また、名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例第 11 条（けい留義務）の違反事実が悪質な場合は、同条例第 12 条による「飼犬の放し飼いを禁ずる」旨の措置命令書を交付している。平成 24 年度は、措置命令書を 3 件交付した。

平成 24 年度の返還までの飼育日数は次のとおりであった。

#### ◎返還までの飼育日数

飼育日数	捕獲日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	9日	11日	12日	14日	32日	合計
頭数	69	79	32	12	9	9	1	3	1	1	1	3	1	221

#### ◎返還頭数、返還犬の鑑札・狂犬病予防注射済票交付件数、狂犬病予防注射実施件数及びマイクロチップ装着件数

	返還頭数 (うち市外に返還した頭数)	犬の鑑札 交付件数 (うち再交付件数)	狂犬病予防 注射済票 交付件数 (うち再交付件数)	狂犬病 予防注射 実施件数	マイクロチップ 装着件数
24 年度	221(20)	62(18)	71(1)	66	14

#### ◎返還時の手数料等

返還料	飼育管理費 (一日につき)	犬の登録申請 手数料	狂犬病予防注射 済票交付手数料	狂犬病予防 注射料
3,000 円	400 円	3,000 円	550 円	2,750 円

犬の鑑札再交付 手数料	狂犬病予防注射 済票再交付手数料	マイクロチップ 装着料
1,600 円	340 円	3,400 円

## (2) 失踪動物・保護動物の捜索に対する飼主への協力

センターに寄せられる失踪動物及び保護動物に関する問い合わせは、平成 24 年度は 889 件であり、問い合わせを受けるごとに、「失踪保護動物情報管理システム」\*により類似動物のチェックを行っている。収容した捕獲犬及び負傷動物の情報は 2 日間公示するとともに、平成 23 年 3 月からは本市公式ウェブサイト上に公開している。

\*失踪保護動物情報管理システム：平成 14 年 5 月から導入。市民から市内 16 保健所及びセンターに寄せられる失踪又は保護動物の情報をサーバーコンピューターで一括管理。センターが収容した捕獲犬及び負傷動物の画像を各保健所で確認することが可能。

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
犬の捕獲頭数	763	807	339	340	345
犬の返還頭数	247	326	175	204	221
犬の返還率(%)	32.3	40.3	51.6	60.0	64.1


  
 平成 14 年 5 月より失踪保護動物情報管理システムを導入  
 平成 23 年 3 月より本市公式ウェブサイト上での情報公開を導入

## 3 譲渡

生命の救済と地域の模範となる飼主の育成をめざして、広報なごや、本市公式ウェブサイト、保健所及びセンター窓口等で、積極的に飼主を募集する譲渡事業を行っている。

単なる動物の斡旋でないことから、飼主には、次のような要件及び遵守事項を定めている。

### 飼主の要件

- 市内在住であること。ただし、市内では適切な飼主の応募がなかった動物についてはこの限りではない。
- 成人であること。
- 動物の飼養が可能な住宅に住んでいること。
- 飼主になることについて家族全員の同意を得ていること。
- 万が一、何らかの事情で譲渡動物を飼えなくなったときは、代わりに世話をする人を決めること。
- 子犬の譲渡を希望する場合は、センターで開催する子犬の飼主募集会に参加すること。

### 飼主の遵守事項

- 法令等を遵守し、動物の健康及び安全を保持し、人への危害迷惑防止に努め、責任を持って終生にわたり家族の一員として大切に飼養すること。
- 繁殖を防止すること。なお、犬及び猫については、避妊又は去勢手術を実施すること。
- 犬については、狂犬病予防法第4条第1項に定める登録をし、狂犬病予防注射を受けさせること。なお、登録及び狂犬病予防注射は、原則としてセンターで実施するものとするが、犬の所在地が市外の場合はこの限りではない。
- 名札及びマイクロチップの装着等自己の所有であることを明らかにするための措置をすること。※
- 譲渡後の飼養実態調査に協力すること。
- 子犬の譲渡を受けた飼主は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - ・ 散歩では排せつさせず、自宅の一定の場所（トイレ）で排せつさせるしつけをすること。
  - ・ センターで開催する犬のしつけ方教室又はパピー教室に参加すること。
- 成犬の譲渡を受けた飼主は、センターで開催する犬のしつけ方教室に参加しなければならない。
- 猫の譲渡を受けた飼主は、室内で飼養しなければならない。

### ※マイクロチップの装着

所有明示の推進及び模範的な飼い主育成の観点から、センターで譲渡する動物に対して、マイクロチップの装着を行っている。

### (1) 犬の譲渡

収容期間の満了した捕獲犬及び引取犬について、性格等の審査、健康診断を行い、家庭動物又は展示動物として適性があると判断された犬を選別して一定期間飼養し、その飼養期間中に、犬の性格やくせ等を把握している。

譲渡希望者には、自宅・自宅付近の見取り図、飼養場所、家族構成、犬の飼養経験及び犬を飼う目的等を成犬譲渡申込書に記載してもらい、必要に応じて家庭訪問や面接を行い、飼養環境を調査している。

一定の飼養期間を経過後、年齢・性格・くせ・大きさ等から考慮してその犬にあった飼養環境の譲渡希望者に対して、原則的に、1週間から2週間、飼えるかどうかを試す一時飼養を行い、その結果を受けて譲渡を行っている。譲渡又は一時飼養時には、犬の飼い方教室を実施し、犬のくせや飼養上の注意事項を十分説明している。譲渡時には、登録と狂犬病予防注射を行っている。

平成24年度の犬の飼い方教室の実施件数は200件で、217家族476人の参加があった。

また、捕獲犬について、捕獲時に近くに居合わせた方や一時保護した方から譲渡の希望があった場合も、登録と狂犬病予防注射を実施し譲渡した。

◎平成 24 年度 犬の譲渡頭数

捕獲犬から	引取犬から	他都市より受け入れた犬*から	計
74 (うち 11 頭は捕獲に関わった方に譲渡)	71	8	153

\*岡崎市の依頼を受け、平成 24 年 11 月に子犬 9 頭を受け入れた。8 頭は平成 24 年度に譲渡し、1 頭は事業犬として飼養している。

(2) 猫の譲渡

譲渡希望者に、譲渡申込書を記載してもらい、譲渡可能な猫について、譲渡申込み順に従って、順次、譲渡希望者に譲渡した。譲渡時には、猫の飼い方教室を実施した。この教室では、室内飼養を重点的に指導するとともに、避妊・去勢手術、しつけ、健康管理についても指導した。

平成 24 年度の猫の飼い方教室の実施件数は 137 件で、179 家族 456 人の参加があった。

◎平成 24 年度 猫の譲渡頭数

子猫	成猫	計
259	5	264

(3) ボランティア譲渡

平成 22 年 7 月から、センターが収容している動物のうち、一般家庭への譲渡までに、訓練や治療等のケアが必要な動物や、長期にわたり飼主が見つからない動物等について一時保護し、適切な飼主を探して譲渡する譲渡ボランティア（団体・個人）の募集を開始した。譲渡ボランティアには登録の基準及び遵守事項を定めた。

平成 24 年度末時点、23 の団体と 6 人の個人の計 29 の団体、個人が譲渡ボランティア登録を行っている。平成 24 年度は新たに 10 団体、個人の譲渡ボランティアを登録した。

◎平成 24 年度 ボランティア譲渡頭数

犬	猫	計
35	74	109

### ◎譲渡ボランティアの登録の基準

共通事項	<p>(1) センターの譲渡事業に協力し、新たな飼主探しを非営利活動として行うこと。</p> <p>(2) 活動趣旨が、センターの実施する譲渡事業の趣旨と合致していること。</p> <p>(3) 譲渡動物の保管にあたっては、適正に飼養できる環境を有し、近隣の生活環境に悪影響を及ぼす恐れがないこと。</p>
団 体	<p>(1) 第 18 条から第 22 条までに規定する事項の窓口となる指定メンバーを定めること。</p> <p>(2) 代表者、指定メンバー及び一時飼養施設の管理責任者は、成人であること。</p> <p>(3) 代表者及び指定メンバーは、第 5 条に定める一般譲渡における飼主になるための要件及び第 6 条に定める飼主の遵守事項を理解していること。</p> <p>(4) 一時飼養施設の管理責任者は、譲渡動物を適正に取り扱う経験又は技能があること。</p> <p>(5) 代表者及び指定メンバーは、新しい飼主に対して、譲渡動物を適正に飼養するために必要な知識を教示できること。</p> <p>(6) 団体名、代表者氏名及び活動拠点を公表することに同意できること。</p> <p>(7) 指定メンバーは、センターが実施する講習会を受講していること。</p>
個 人	<p>(1) 成人であること。</p> <p>(2) 第 5 条に定める一般譲渡の飼主の要件及び第 6 条に定める飼主の遵守事項を理解していること。</p> <p>(3) 譲渡動物を適正に取り扱う経験又は技能があること。</p> <p>(4) 新しい飼主に対して、譲渡動物を適正に飼養するために必要な知識を教示できること。</p> <p>(5) 氏名及び活動拠点を公表することに同意できること。</p> <p>(6) センターが実施する講習会を受講していること。</p>

### ◎譲渡ボランティアの遵守事項

共通事項	<p>(1) 法令等を遵守し、動物の健康及び安全を保持し、人への危害迷惑防止に努め、新たな飼主に譲渡するまで責任を持って大切に飼養すること。</p> <p>(2) 多頭飼養等で苦情の原因になる事態を生じさせないこと。</p> <p>(3) 動物の一時飼養に関する近隣住民からの苦情及び新たな飼主への譲渡に関する苦情を受けたときは、センター所長に速やかに連絡すること。</p> <p>(4) センター譲渡事業に誤解を招いたり、支障をきたす行為は行わないこと。</p> <p>(5) 成犬については譲渡を受けてから 30 日以内に、子犬については推定年齢で生後 90 日を経過した日から 30 日以内に、犬の登録及び狂犬病予防注射を実施すること。</p> <p>(6) 他の譲渡ボランティアへの再譲渡は行わないこと。ただし、センター所長が必要と認める場合についてはこの限りではない。</p> <p>(7) 第 5 条に定める一般譲渡の飼主の要件に適合し、第 6 条に定める飼主の遵守事項を守ることができる新たな飼主に譲渡すること。</p> <p>(8) 新たな飼主に譲渡するときは、動物の譲渡を受ける者に、動物の気質・性質及び飼養期間中の診療履歴を伝えるとともに、日常の飼養健康管理方法及び適正なしつけ方について十分説明すること。また、マイクロチップの所有明示の案内を行うこと。</p>
------	---

	(9) 新たな飼主に譲渡するときは、センターが実施する講習会の受講を案内すること。または、センターの講習会を受講した者が当該講習会と同程度の講習を実施すること。 (10) 新たな飼主が譲渡動物を飼育するにあたっての相談に応じること。 (11) センターが実施する譲渡ボランティアの実態調査に協力すること。
団 体	代表者は、各一時飼養施設で飼養可能頭数を超えないように管理すること。

## 4 殺処分

### (1) 殺処分及び焼却

譲渡不可能と判断された犬猫等は炭酸ガス処分機で殺処分を実施し、処分犬猫等については市立八事霊園斎場管理事務所に焼却依頼している。平成 24 年度の犬・猫等の焼却頭数は次のとおりであった。

#### ◎平成 24 年度 焼却頭数

犬	猫	そ の 他	合 計
114	1,629	1 (うさぎ)	1,744

### (2) 処分犬の評価

処分を決定した抑留犬は、狂犬病予防法施行令第 5 条に基づき委嘱、任命した評価人により処分犬の評価を行なっている。

本年度は、市内開業獣医師 1 名、センターの獣医師 11 名の計 12 名を評価人として委嘱、任命した。

## 5 展示舎における犬猫の飼養管理

### (1) 展示舎

市民から持ち込まれた犬・猫、または収容期間の満了した捕獲犬の中から家庭動物又は展示動物としての適正がある犬猫を選び、愛護館の展示舎に搬入している。展示舎は子犬・小型の成犬用 (1 室当り 5~6 頭飼養) が 9 室、中型犬以上の成犬用が 4 室ある。猫用展示舎は 1 室であるが、愛護館内で猫用ゲージでも飼養している。

### (2) 譲渡用犬・猫の飼養

譲渡用犬・猫は譲渡までの概ね 2 週間~1 ヶ月、注意深く健康状態・性格・くせ等を観察しながら飼養している。

### (3) 事業用犬猫の飼養

特に人とふれあうことが好きな性格の良い成犬を事業犬として飼養し、ふれあい広場やワンニャンなごやか教室等のふれあい事業に活用するのみでなく、一定のしつけを行い、しつけ教室のモデル犬や散歩犬としても活用している。

また、特に性格の良い子猫については成猫まで飼養し、事業猫として飼養し、ふれあい事業に活用している。

### (4) 日常管理及び健康管理

日常の健康管理は、獣医師が中心となり、便の状態、食欲等をきめ細かく毎日観察している。

また、犬猫は管理棟からの搬入時、ふれあい事業や譲渡に備えるなど、汚れの状況により処置シャンプー室でシャンプーを行い、清潔に保っている。調子の悪い犬猫は適宜隔離し、適切な治療を施している。

## 4 動物愛護と適正飼養の普及啓発・指導

### 1 愛護館における普及啓発活動

動物愛護センターでは、動物愛護及び適正飼養の普及を目的に、愛護館の運営・開放を行っている。

#### (1) 開館時間

午前9時30分～午後4時30分

月曜日休館（ただし、祝日の場合は翌日が休館）

平成24年度は、改修工事のため、12月以降は休館した。

#### (2) ふれあい広場

犬と直接ふれあうことができる施設として「犬のふれあい広場」を設けている。

午前10時、11時、午後1時30分、2時30分から30分ずつ4回開放し、数頭の犬とふれあうことができる。

#### (3) 展示室

子供たちを対象とした展示室には、犬・猫の生理、生態や習性などを、分かりやすく紹介している。

各コーナーの内容は、以下のとおりである。

- ・ 犬の祖先（ローターサイン）  
犬の祖先についての解説。
- ・ 世界の犬（コルトン）  
世界の犬の中から、代表的な30品種を紹介。

- ・ 犬・猫回転ムービー（回転ドラム）  
回転ドラムで犬・猫の走っている動きを表現。
- ・ 世界の猫（コルトン）  
世界の猫の中から、代表的な 20 品種を紹介。
- ・ 犬・猫の検索システム（レーザーディスク）  
犬・猫の習性及び愛護館の業務を、オリジナルビデオで紹介。
- ・ ワンニャンクイズ 2 台（コンピューター）  
犬や猫について、コンピュータークイズで楽しみながら学習する。
- ・ 錯覚パネル（パネル）  
目の残像現象を利用して、赤色の犬をオリに入っているように見せる。
- ・ おかあさんはどこ（パネル）  
子犬と母犬のパネルを合わせる。
- ・ 犬・猫の音楽隊（人形）  
犬と猫の人形が、犬・猫に関係のある音楽に合わせて踊る。
- ・ 犬の体、猫の体（パネル）  
犬と猫の体の特徴や代表的な病気をパネルで解説。
- ・ 人と犬の出会い（マジックビジョン）  
ジオラマをバックに、人と犬の出会いの状況をマジックビジョンで解説。
- ・ 暮らしに役立つ犬（パネル）  
人の仕事に役立っている使役犬の中から、盲導犬・警察犬を紹介。
- ・ その他  
譲渡した犬猫、動物愛護図画を展示、紹介

#### （4）資料室

資料室には、犬・猫に関する絵本から専門書まで、幅広い分野にわたる図書がそろえてあり、大人から子供まで自由に学習のできるワンニャンライブラリーとなっている。

#### （5）ワンワン教室

愛護館 2 階にあり、120 インチビデオスクリーン、ビデオプロジェクター等の視聴覚装置を完備した教室で、なかよしワンワン教室、動物愛護教室、犬のしつけ方教室、子犬の飼主募集会などの様々な事業に活用している。

## 2 動物愛護を啓発する各種教室等の開催

### （1）所内開催

動物愛護の普及啓発のため、動物愛護センター内において、各種教室を開催している。

## ア なかよしワンワン教室

幼稚園児、保育園児、小学生及び子供会等の団体を対象に、犬や猫について正しい知識を持たせるとともに、動物とのふれあいという貴重な体験から命の尊さを伝え、動物を愛し相手を思いやるやさしい心を育てることを目的として行う教室。



カリキュラムの基本型は、犬・猫の正しい抱き方や接し方の説明とふれあい広場等でのふれあい体験で、犬猫の生理や生態についても解説している。

### ◎開催回数と参加人数

幼稚園・保育園児		その他		小学校		合計	
回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数
11	260	2	112	3	190	16	462

## イ 動物愛護教室

小学生、中学生、高校生、大学生及び専門学校生などの団体を対象に、なかよしワンワン教室の内容に加え、愛護館に併設している管理棟で殺処分されている犬猫の現状を伝えることにより、動物との共生について考えてもらうことを目的として行う教室。



カリキュラムの基本型は、愛護館の見学、ふれあい広場等での犬猫とのふれあい体験と講義で、とくに講義では、管理棟で殺処分されている犬・猫のデータ等を示している。また、希望等がある場合は、管理棟の抑留施設などの見学を実施している。

### ◎開催回数と参加人数

小学生		中学生		高校生		大学生		専門学校生		その他		合計	
回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数
8	456	16	132	7	11	2	4	11	262	7	170	51	1,035

## ウ 動物体験教室

小学生、中学生、高校生、大学生及び専門学校生などの団体を対象に、犬猫の飼養管理を体験する教室。主に中学生による職場体験教室や、専門学校生の実習として受入れを行っている。

犬猫とのふれあい、給餌、飼養施設の清掃、ブラッシング・シャンプー・爪切りなどの手入れ、犬の散歩等の実習と、犬猫の生理、生態や動物の愛護と適正飼養等に関する講義等を実施している。

### ◎開催回数と参加人数

中学生		高校生		専門学校生		大学生		その他		合計	
回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数
3	13	2	6	10	19	6	7	3	25	24	70

## エ ワンチャンススクール

犬猫の生理や生態、習性等を学習するとともに、犬猫の世話や健康管理等を体験することにより、正しい飼い方や接し方を啓発する教室。平成24年度は夏休み期間中に2回<一日コース(対象学年3~6年生)・半日コース(対象学年1~3年生)>開催し、64人の参加を得た。



## オ 夏休み愛護館ガイドツアー

センターの仕事の内容や、犬猫が多数殺処分されている現状を、スライドを使ってわかりやすく説明し、動物の愛護及び終生飼養等を啓発する教室。併せて、命の尊さを伝えるために、犬猫のふれあいを行っている。

犬のふれあいについては、動物愛護推進員を中心としたボランティアとの協力により実施した。

平成24年度は、小中学生を対象に夏休み期間中に4回開催し、163人の参加を得た。



## カ もっと知って楽しく遊ぼう！-犬猫のひみつ-

夏休みに、小学生を対象に開催した。犬・猫の生理、生態や習性等についてスライドを使った説明の後に、実際に犬・猫の観察を行ったり、触れたりすることにより、犬・猫に対する正しい理解を深めた。犬のふれあいについては、動物愛護推進員を中心としたボランティアとの協力により実施した。

平成24年度は、3回開催し、156人の参加を得た。



## キ 夏休み動物の飼い方教室

動物を飼う前に考えなければならないことを、実際に犬、猫、ウサギ、ハムスター、小鳥等を展示しながら説明し、併せてそれぞれの飼い方やふれあい方を解説する教室。

平成 24 年度は、夏休みに公益社団法人日本愛玩動物協会の協力を得て開催し、33 人の参加を得た。



## ク 施設見学会

市民を対象に、動物愛護や適正飼養に関心を持っていただき、動物愛護について考えていただく機会として、管理棟と愛護館の見学会を開催した。見学に併せて、講義形式で犬猫の飼養状況や飼養実態を説明するとともに、センターに収容される犬猫等の様子を映像でみていただき、処分状況等を示した。

平成 24 年度は動物愛護週間の日曜日に開催し、7 人の参加を得た。

また、新たに委嘱された動物愛護推進員を対象に、施設見学会を 2 回開催し、8 人の参加を得た。

## (2) 所外開催

### ア 移動ふれあい教室

幼稚園・保育園等に犬猫とともに訪問し、ふれあい事業を実施する教室。

### ◎開催回数と参加人数

幼稚園・保育園		その他		合計	
回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数
12	1,287	5	448	17	1,735

### イ 動物愛護教室（所外開催）

小学校・中学校の授業等として実際に学校を訪問し、開催する教室。移動ふれあい教室の内容に加え、犬・猫の習性や殺処分されている動物の現状を、スライドを使ってわかりやすく説明し、動物愛護と適正飼養を啓発している。

### ◎開催回数と参加人数

小学校		トワイライトスクール		その他		合計	
回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数
1	30	16	530	4	149	21	709

### 3 犬猫等の適正飼養を普及啓発するための教室・事業等の開催

#### (1) 所内開催

##### ア 犬のしつけ方教室

人に対する危害迷惑を防止するとともに、犬との生活をより楽しいものとするために、市民に飼犬の適正なしつけ方を指導する教室で、毎月 1 回定期的に開催した。

「しつけ方の基本」と「散歩中に排せつさせないしつけ」に関する講義、事業犬を使った犬とのふれあい方やアイコンタクト、スワレ、フセ、マテ、コイ等の基本的な服従訓練のデモンストレーション等を行ったり、ムダ吠えやかみつきの問題行動に関する相談受付を行った。

平成 24 年度は、犬のしつけ方教室を 11 回開催し、108 家族 201 人の参加を得た。

##### イ パピー（子犬）教室

生後 3 ヶ月から 6 ヶ月の子犬を同伴して参加する教室で、毎月 1 回定期的に開催した。

特に子犬の時期に伝えたいこととして、飼犬の性格を理解して飼犬にあったしつけをすること、子犬の時期にいろいろな経験をさせて犬に社会性を身に付けさせること、「散歩中に排せつさせないしつけ」の方法等を伝えている。子犬同士を遊ばせたり、参加者が子犬をさわったり、子犬交流会の子犬の様子を観察して行う子犬の性格判断や、基本的な犬とのふれあい方としつけ方指導等を行った。



特に子犬の時期に啓発すると効果的な「トイレのしつけ」や「散歩中に排せつさせないしつけ」を普及する絶好の機会となっている。

平成 24 年度は、10 回開催し、105 家族、242 人の参加を得た。

##### ウ 問題犬のためのしつけ方教室

動物愛護推進員の安田和弘ドッグトレーナーを講師として、引っ張り、飛びつき、かみ癖や鳴き癖等の飼犬の問題行動で困っている飼主を対象として開催した（開催回数 4 回、40 家族・56 人参加）。数組は犬同伴で参加した。

##### エ 犬・猫を飼う前教室

適正な飼養を推進するため、動物を飼う前の心構え、ライフスタイルにあった動物を選ぶこと等に視点を絞った飼う前に聞いていただくことを目的とした教室を開催した。平成 24 年度は 17 名の参加があった。

##### オ 犬のしつけ方相談

よく鳴く、かみつく等の飼犬の問題行動に悩む飼主を対象として、飼犬を同伴し

て来所していただき、マンツーマンでしつけ方を指導した。

平成 24 年度は、24 回開催し、78 家族 129 人が参加した。

## カ 犬の散歩指導

ふれあい広場の休憩時間にふれあい用事業犬を散歩犬として貸し出して行った。

貸し出す際にお散歩カードを交付し、適正な散歩の方法（放さない、リードは短く等）を指導するとともに、散歩中には排せつさせないように配慮すること、また貸し出し者におサンポバッグを渡して、排せつしてしまった場合には、持ち帰るように指導した。

平成 24 年度の貸し出し件数は 358 件で、955 人に適正な散歩方法を指導した。

## キ 犬猫等の飼育相談

飼犬、飼猫などの飼い方、しつけ方、健康管理、苦情等その他について、電話又は来訪により、相談を受け付け、アドバイスをを行った。

### ◎相談件数

犬	猫	鳥	その他	計
4,013	2,029	75	46	6,163

## (2) 所外開催

### ア 狂犬病予防集合注射会場での「犬のしつけ方相談」

各区の狂犬病予防集合注射会場に出向き、しつけ方相談を行うとともに「散歩中に排せつさせないしつけ」を普及した。

平成 24 年度は、16 区 16 会場に出向き 239 件の相談を受けた。

### イ 犬の移動しつけ方教室

保健所の依頼により、しつけ方教室モデル犬を同伴し、地域に出向いて犬のしつけ方教室を開催した。この教室では、「散歩中に排せつさせないしつけ」を重点的に普及した。

平成 24 年度は、29 会場で開催し、505 人の参加を得た。



### ◎平成 24 年度 犬の移動しつけ方教室実施状況

	月日	曜日	開催区	会場	人数
1	5 月 23 日	(水)	瑞穂	保健所	7

2	5月29日	(火)	昭和	保健所	17
3	6月6日	(水)	昭和	保健所	3
4	6月21日	(木)	港	マンション	7
5	7月6日	(金)	緑	保健所	10
6	7月19日	(木)	瑞穂	保健所	5
7	7月24日	(火)	南	元柴田公園	40
8	7月25日	(水)	東	保健所	3
9	7月26日	(水)	名東	引山コミュニティセンター	20
10	7月27日	(金)	緑	保健所	7
11	8月10日	(金)	昭和	保健所	5
12	9月7日	(金)	港	成章コミュニティセンター	48
13	9月20日	(木)	守山	守山HC	9
14	10月8日	(月)	西	庄内緑地ドッグラン	80
15	10月17日	(水)	緑	保健所	10
16	10月30日	(火)	名東	保健所	15
17	11月9日	(金)	熱田	保健所	15
18	11月16日	(金)	港	保健所	30
19	11月17日	(土)	南	白水コミュニティセンター	34
20	11月20日	(火)	瑞穂	保健所	6
21	11月21日	(水)	昭和	保健所	7
22	11月22日	(木)	守山	天子田コミュニティセンター	6
23	11月25日	(日)	南	千鳥公園	65
24	11月28日	(水)	守山	保健所	12
25	12月5日	(水)	緑	大高緑地ドッグラン	13
26	1月26日	(土)	東	生涯学習センター	18
27	2月13日	(水)	緑	保健所	5
28	2月20日	(水)	昭和	保健所	3
29	2月22日	(金)	緑	保健所	5

#### ウ 区民祭等での啓発事業

保健所の依頼により、区民祭等の地域の催しや、啓発キャンペーン等に出向き、動物愛護、適正飼養啓発事業及び犬のしつけ方、飼い方相談を実施した。

平成24年度は11会場に出向き、280人に啓発等を行った。

## 4 動物介在活動（高齢者等を対象としてやすらぎやコミュニケーションの活発化等を期待して行う動物とのふれあい活動）

### （1）ワンニャンなごやか教室

センターにおいて、高齢者福祉施設である各種老人ホーム、デイサービス施設等や、児童福祉施設の利用者を対象に、犬猫とのふれあいや、しぐさの観察等により、やすらぎや癒しを体感していただき日々におけるストレスの軽減、コミュニケーションの活発化及び社会性の改善等を期待して行う教室を行った。

また、各種高齢者福祉施設等に犬・猫とともに訪問して動物介在活動を行う、移動ワンニャンなごやか教室を行った。

#### ◎開催回数と参加人数

	高齢者福祉施設		福祉施設(その他)		合 計	
	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数
所内開催	22	312	5	83	27	395
所外開催	21	761	-	-	21	761

### （2）高齢者とワンニャンふれあい広場

10月を「高齢者とワンニャンふれあい月間」とし、近隣のデイサービス通所施設等の高齢者を招待し、動物愛護推進員や、ボランティア（NPO法人ドッグレクリエーション協会及びスウィングテイル）との協働により、芝生広場で犬のふれあいとドッグダンスの観覧をしていただいた。室内においては猫とのふれあいを行い、楽しいひと時を過ごしていただいた。



平成24年度は、延べ27の高齢者デイサービス施設等の高齢者福祉施設から294人の参加があった。

## 5 動物愛護週間行事

### （1）W a nニャンふれあいD a y

平成24年9月23日（祝）に、動物愛護センターで次のような事業を実施し、2,120名の参加があった。当日は雨天のため、一部事業を取りやめた。

- ・ 名古屋市立工芸高校デザイン科動物愛護ポスター展
- ・ うちの子自慢写真展「もらわれた犬猫の新しい暮らし」

- ・ 盲導犬紹介コーナー
- ・ 介助犬紹介コーナー
- ・ 犬のしつけ方相談
- ・ 動物ふれあいコーナー
  - ・ ワンちゃんとのふれあい方を学ぼう！
  - ・ 猫の室内飼育のススメ！
- ・ ワンワン似顔絵コーナー
- ・ 譲渡ボランティア紹介コーナー
- ・ 家庭でできる「愛犬の健康チェックアドバイス」コーナー
- ・ センター出身ワンちゃん大集合！！みんなで記念撮影
- ・ 愛犬の簡単お手入れ“Wan”ポイントアドバイス
- ・ お絵かきコーナー
- ・ 猫塗り絵コーナー
- ・ 事業犬写真展「センターで活躍した犬猫の新しい暮らし」

## (2) 動物フェスティバル 2012 なごや

平成 24 年 10 月 14 日（日）に、中区久屋大通公園で開催された動物フェスティバルに「動物愛護センターコーナー」を設け、動物愛護センター事業紹介、犬のしつけ方相談、動物愛護ビンゴクイズ、譲渡犬猫写真展等を行った。また、ステージ行事として、なごやかキャットサポーター活動に関する劇を実施し普及を呼びかけた。

主な催しの参加人数は、次のとおりであった。

### ◎動物フェスティバル 2012 なごや 参加人数

	しつけ方 相談	動物愛護 ビンゴクイズ	譲渡犬猫 写真展	犬 猫 ふれあい 事業紹介	成犬譲渡 普及劇
参加人数	120	700	650	200	150

また、動物愛護推進員はその活動を周知することを目的に、「はじめまして、動物愛護推進員です」ブースを設けて参加し、長寿犬への表彰、松ぼっくり動物づくりを通じた動物愛護教室や、しつけ方相談を行った。また、ブースにおいて動物愛護推進員のプロフィールを掲示した。

### ◎動物フェスティバル 2012 なごや 動物愛護推進員ブース参加人数

	長寿犬 表彰	松ぼっくり 動物づくり	しつけ方 相談	推進員 紹介
参加人数	50	300	100	1,000

### (3) 動物慰霊祭

センターで処分された犬猫の霊を慰めるため、平成24年9月19日(水)、センターの慰霊碑前において、名古屋市獣医師会関係者や保健所等関係機関職員が参列して、動物慰霊祭を挙行了した。

## 6 猫問題への対応

### (1) 猫の移動飼い方教室・なごやかキャット説明会への協力

市民からの要望に応じた保健所の依頼により、地域で猫の飼い方教室を開催した。

猫の習性、病気等について説明するとともに、室内飼育の必要性や工夫、方法等について説明を行った。また、地域で開催されるなごやかキャット(名古屋版地域猫活動)説明会に保健所の要請に応じて協力し、なごやかキャットサポーター活動等について説明を行った。

平成24年度は猫の移動飼い方教室を3回(20人参加)、なごやかキャット説明会を2回(65人参加)実施した。



### (2) 猫の室内飼育モデル事業 「猫と遊ぼう! ー楽しい室内飼育のすすめー」

猫は「放し飼いにして外で飼うものである。」という従来の概念を払拭し、室内でも生き生きと生活できることを具体的に提示し、猫の室内飼育を普及啓発することを目的に、愛護館2階ワンワン教室において、登り木やダンボールボックスなどをつかった猫が上下に動けるような工夫の紹介や、猫とのふれあいや愛らしい表情の観察から、猫の魅力を感じてもらおう教室を行った。

平成24年度は21回開催し、1,048人の参加を得た。

### (3) 猫の保護器の貸し出し

特定の飼主のいない猫に対する避妊去勢を目的に、猫の保護を希望する市民に対して、保護器の貸し出しを行った。

平成24年度は38件の保護器の貸し出しを行った。

## 7 所有明示の推進

マイクロチップによる所有明示の普及を目的として、譲渡動物に対してマイクロチップの装着を行った。また、収容動物についてはマイクロチップの読み取りを実施した。

### (1) 譲渡動物・返還動物へのマイクロチップの装着

平成 21 年度から、センターでは、マイクロチップを装着したうえで、動物を譲渡している。また、平成 24 年度からは、返還動物に対して希望者に装着を行った。

#### ◎平成 24 年度マイクロチップ装着数

	譲渡	返還	計
犬	135	14	149
猫	195	0	195
その他	0	0	344

### (2) マイクロチップの読み取り

据え置型マイクロチップリーダーを活用し、捕獲犬に限らず、センターに収容される自活不能猫を除く動物について、マイクロチップの読み取りを行った。

## 8 避妊去勢手術の推進

犬・猫の不必要な繁殖による迷惑防止を目的に、犬・猫の飼主に対する避妊去勢手術補助券を、センター窓口において交付した。

	避妊手術	去勢手術
犬	9	8
猫	22	23

## 9 災害時におけるペット対策

### (1) 被災動物救護物資の備蓄

災害発生時に被災動物を収容できるよう、常時、犬 100 頭、猫 50 匹に対して 10 日分のドッグフード、キャットフード及び医薬品等の備蓄を行っている。

### (2) 飼主への啓発

愛護館の展示物、掲示物や各種教室等において、災害への備えについて飼主への啓発を行った。

## 5 動物愛護推進員の活動の推進

### 1 動物愛護推進員関連事業の開催及び協力

#### (1) 動物愛護推進員交流会の開催

－動物愛護推進員ミーティング 2012in 平和公園－

平成 24 年 4 月 22 日（日）、動物愛護推進員同士の連携づくり及び市民への動物愛護推進員制度の紹介、動物愛護、適正飼養普及啓発を目的に、千種区平和公園及び動物愛護センターワンワン教室において、動物愛護推進員、動物愛護センター及び保健所合同で犬・猫一斉マナーアップキャンペーン、動物愛護センター紹介、動物愛護推進員交流会を行った。33 名の動物愛護推進員及び 5 名の名古屋市動物愛護管理推進協議会委員が参加した。



#### (2) 動物愛護推進員講演会の開催

11 月 18 日（日）、愛護館 2 階ワンワン教室にて、動物愛護推進員を対象に、東京都動物愛護推進員、JAHA 認定家庭犬しつけインストラクターの羽金道代氏を講師として、「推進員の在り方について ～東京都動物愛護推進員活動の実体験から～」と題した講演会を開催した。動物愛護推進員 18 名が参加した。

#### (3) 動物愛護推進員活動報告会の開催

3 月 13 日（水）、動物愛護推進員がそれぞれの一年間の活動内容を報告する活動報告会を実施した。47 名の動物愛護推進員から活動報告書が提出され、当日参加した 21 名の動物愛護推進員がそれぞれの活動結果について報告を行った。

#### (4) 動物愛護推進員活動の調整

##### ア 保健所と動物愛護推進員との連絡調整

保健所のまちづくり推進活動や、動物愛護及び適正飼養普及啓発活動に対し、動物愛護推進員の紹介や、活動への協力依頼等を行った。

##### イ NDAS ニュースの発行

センターから動物愛護推進員への情報伝達及び動物愛護推進員同士の情報共有を目的に、ニュース形式で文書を送付する「NDAS ニュース」の発行を行った。

平成 24 年度は、Vol.1～Vol.13 まで計 13 回発行した。

## 2 動物愛護推進員との協働事業の実施

動物愛護センター及び保健所で開催した以下の事業について、動物愛護推進員との協働により実施した。

### (1) 動物愛護センター開催

	事業	開催日数	参加人数
1	問題犬のしつけ方教室	9	9
2	夏休みガイドツアー「ドッグダンス」	3	3
3	もっと知って楽しく遊ぼう！犬猫のひみつ「犬を使ったゲーム」	4	8
4	夏休み動物の飼い方教室	1	4
5	Wan ニャンふれあい Day	1	3
6	高齢者とワンニャンふれあい広場	6	6

### (2) 保健所開催事業

	事業	開催日数	参加人数
1	動物ふれあい活動	1	2
2	しつけ方教室等	6	7
3	快適なまちづくり活動	5	5
4	飼育相談等	2	2
5	地域猫活動普及	5	5
6	その他イベントにおける動物愛護普及	2	3

## 3 動物愛護推進員の自主的な活動の支援

動物愛護推進員の自主的な活動についての相談に応じ、活動支援を行った。平成24年度は15件の活動計画書の受理及び4件の連絡相談を受け付けた。

### ◎動物愛護推進員の自主的な活動

	動物ふれあい活動等
1	トワイライトスクールでのふれあい活動
	動物介在活動についての講師
	小学校、児童館等での動物介在教育活動
	特別養護老人ホームにおけるふれあい会

	NPO 団体と協力での訪問活動参加
	老人施設を訪問し、ふれあい活動
	空手道場付帯施設にて、子供たちに「動物と仲よくしよう犬編」を開催
	しつけ方教室等
2	介助犬のキャリアチェンジ犬の飼主からのしつけ相談
	介助犬パピーボランティア（一般の方）向けの子犬のしつけ方教室
	快適なまちづくり活動
	公園での清掃活動
	放置されたフン拾いやノーリードで犬を散歩されている方への声かけ等
3	朝の犬の散歩時、小学生の分団登校に参加して、犬と子供がふれあえる機会作り
	公園でのドッグウォーキング（マナーアップパトロール）
	毎朝夕の犬の散歩時に犬の散歩者に対しての声かけあいさつ活動
	散歩の際、ノーリードで散歩させている飼主に対して声かけ活動
	新しい飼主探し等
	毎月定期的に保護した猫の譲渡会・相談会を開催
	ウサギの里親募集 知人宅で一時預かり 「ウサギ窓口」の開設
	保護犬を預かり、社会化トレーニング後、新しい飼主へ譲渡
4	公園における猫の譲渡会の開催
	迷い猫、保護猫の里親募集のポスター掲示と里親探しの手伝い
	職場敷地内に捨てられていた猫（計7匹）の新たな飼主へ譲渡
	動物愛護団体と譲渡会を定期的に開催
	関係民間施設において猫譲渡会
	飼育相談等
5	勤務先のペットショップにおける適正飼養、しつけ、散歩の仕方などの呼びかけ
	犬猫の飼育方法、しつけ等の相談、指導
	地域猫活動・野良猫対策等
	地域での猫の保護活動（TNR）、清掃活動
	野良猫にエサを与えている人を見かけたら声かけし、避妊・去勢を勧める
6	居住区内を中心に TNR 活動
	地域住民等から相談を受け、猫の避妊去勢手術
	地域の猫の TNR 実施
	イベントにおける写真、パネル展示、啓発

	のら猫お困りごと相談会の開催
	野良猫対策相談の実施
7	その他
	動物愛護センターの広告のアピール等
	狂犬病予防集合注射会場でリーフレットの配布
	ドッグランにおけるリーフレットの配布
	人獣共通感染症の講演に出席し、動物愛好団体の会合で、予防と対策について報告
	獣医師とのコラボ講習会にて「保護犬」についての講話
	勤務先動物病院、ペットホテル利用者向けに推進員についてのPR。地域猫、マイクロチップの推進、不妊手術の有用性などについて説明と啓発
	店頭にてマイクロチップ（所有明示推進）のリーフレット配布
	居住地区団地内における飼犬マナーについて調査
	推進員ミーティング、見学会等で得た情報を店頭で説明

## 6 特定動物飼養者への指導

### 1 許可及び監視指導

動物の愛護及び管理に関する法律に定める特定動物の飼養・保管の許可に関する手続き及び飼養施設の監視指導を行っている。

平成24年度の許可及び監視件数は、以下のとおりだった。

#### ◎特定動物の許可及び監視

飼養・保管許可申請件数 (変更許可を含む)	72
許可件数 (平成25年3月末現在)	117
立入調査件数	111
指導件数	33

◎特定動物一覧

綱	目	科	属	種名	許可 件数
哺乳綱	霊長目	おまきざる科	クモザル属	ジェフロイクモザル	1
		おながざる科	マカク属	シシオザル	1
				ニホンザル	3
				クロザル	1
			リーフモンキー属	ハヌマンラングール	1
				シルバールトン	1
			ヒヒ属	マントヒヒ	1
				ドグエラヒヒ	1
			マンドリル属	マンドリル	1
			オナガザル属	サバンナモンキー	1
				ダイアナモンキー	1
		ブラッサグエノン		2	
		パタスモンキー属	パタスザル	1	
		コロブス属	アビシニアコロブス	1	
		てながざる科	テナガザル属	ボルネオテナガザル	1
				フクロテナガザル	1
		ひと科	オランウータン属	オランウータン	1
			チンパンジー属	チンパンジー	1
			ゴリラ属	ニシローランドゴリラ	1
		食肉目	いぬ科	イヌ属	タイリクオオカミ
	セグロジャッカル				1
	くま科		ツキノワグマ属	ニッポンツキノワグマ	1
			メガネグマ属	メガネグマ	1
			クマ属	ヒグマ	2
			ホッキョクグマ属	ホッキョクグマ	1
			マレーグマ属	マレーグマ	1
	ハイエナ科		シマハイエナ属	シマハイエナ	1
	ねこ科		ネコ属	カラカル	2
				サーバル	4
				スナドリネコ	1
ヒョウ属			ユキヒョウ	1	
			トラ	1	
			ヒョウ	2	
ジャガー	1				

				ライオン	2
長鼻目	ぞう科	アジアゾウ属	アジアゾウ		1
		アフリカゾウ属	アフリカゾウ		1
奇蹄目	さい科	インドサイ属	インドサイ		1
		クロサイ属	クロサイ		1
偶蹄目	かば科	カバ属	カバ		1
		コビトカバ属	コビトカバ		1
	きりん科	キリン属	アミメキリン		1
	うし科	バイソン属	アメリカバイソン		1
鳥綱	たか目	コンドル科		トキイロコンドル	1
				コンドル	1
	たか科		ハクトウワシ		1
爬虫綱	かめ目	かみつきがめ科		ワニガメ	10
	とかげ目	どくとかげ科		アメリカドクトカゲ	4
				ハナブトオオトカゲ	1
		ボア科		ボアコンストリクター	14
				オオアナコンダ	2
				インドニシキヘビ	7
				アミメニシキヘビ	3
				アフリカニシキヘビ	1
				ヒロオウミヘビ	1
	コブラ科		エラブウミヘビ	1	
	わに目	アリゲーター科		ミシシッピーワニ	1
				ヨウスコウワニ	4
				コビトカイマン	4
				ブラジルカイマン	3
		クロコダイル科		ナイルワニ	1
			ニシアフリカコガタワニ	1	
			シャムワニ	1	
			インドガビアル	1	
ガビアル科					

## 2 逃走特定動物への対策

逃走特定動物（疑いを含む）への対応として、管理指導班が現場等へ6件（ニホンザル4件、ワニガメ1件、種類不明のへビ1件）出動を行った。

## 7 動物取扱業者への指導

### 1 登録及び監視指導

動物の愛護及び管理に関する法律に定める動物取扱業の登録に関する手続き及び事業所の監視指導を行っている。

平成 24 年度の登録及び監視指導件数は以下のとおりだった。

#### ◎動物取扱業の登録及び監視指導件数

登録申請件数 (登録更新申請を含む)	268
諸届出件数	373
登録数 (種別ごと) (平成 25 年 3 月末時点)	841
事業所数	627
立入り監視件数	449

### 2 動物取扱責任者研修

名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、動物取扱責任者になろうとする者等に対し、動物取扱責任者認定研修を実施している。

平成 24 年度は 2 回実施した。

また、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物取扱責任者研修(継続研修)を 3 回実施した。

区別	開催日	出席者数 (人)
認定研修	9 月 4 日	25
	2 月 15 日	23
継続研修	11 月 26 日	191
	1 月 22 日	206
	2 月 7 日	161

## 8 人獣共通感染症対策

### 1 啓発・指導

ふれあい広場、各種動物愛護・適正飼養教室において、「動物をさわった後は手を洗いましょう」を中心に人獣共通感染症の感染予防について啓発した。動物取扱業者に対しては、動物取扱責任者研修において人獣共通感染症に関する講習を実施した。動物とのふれあいを行う事業者に対しては、利用者が手洗い等を適正に行えるよう施設立入時に指導を行った。

### 2 事業犬及び収容動物の糞便検査等

事業犬及び収容動物の糞便、ふれあい広場の砂（35 検体）について赤痢菌等の検査を外部検査機関で実施した。

## 9 関係機関一覧

関係機関名	所在地	電話	F A X
健康福祉局 健康部食品衛生課	〒460-8508 中区三の丸三丁目 1-1	972-2649	955-6225
八事霊園・ 斎場管理事務所	〒468-0071 天白区天白町大字八事字裏山 69	832-1750	832-7759
千種保健所	〒464-0841 千種区覚王山通 8-37	753-1971	751-3545
東保健所	〒461-0003 東区筒井一丁目 7-74	934-1212	937-5145
北保健所	〒462-0844 北区清水四丁目 17-1	917-6547	911-2343
西保健所	〒451-8508 西区花の木二丁目 18-1	523-4612	531-2000
中村保健所	〒453-0024 中村区名楽町 4-7-18	481-2278	481-2210
中保健所	〒460-8447 中区栄四丁目 1-8	265-2257	265-2259
昭和保健所	〒466-0027 昭和区阿由知通 3-19	735-3959	731-0957
瑞穂保健所	〒467-0027 瑞穂区田辺通 3-45-2	837-3253	837-3291
熱田保健所	〒456-0031 熱田区神宮三丁目 1-15	683-9678	681-5169
中川保健所	〒454-0911 中川区高畑一丁目 223	363-4457	361-2175
港保健所	〒455-0015 港区港栄二丁目 2-1	651-6486	651-5144
南保健所	〒457-0833 南区東又兵衛町五丁目 1-1	614-2865	614-2818
守山保健所	〒463-0011 守山区小幡一丁目 3-1	796-4617	796-0040
緑保健所	〒458-0033 緑区相原郷一丁目 715	891-3632	891-5110
名東保健所	〒465-0025 名東区上社二丁目 50	778-3107	773-6212
天白保健所	〒468-0056 天白区島田二丁目 201	807-3907	803-1251

# Ⅲ 統 計

# 1 狂犬病予防事業及び動物愛護管理事業

## (1) 区別

	捕獲犬(頭)			引取犬(頭)			返還犬(頭)*1	鑑札交付(件)			予防注射(件)			注射済票交付(件)			マイクロチップ装着(件)			措置命令(件)*2	命令違反(件)*2	引取猫(頭)			自活不能猫(頭)	負傷動物(頭)				
	成犬	子犬	計	成犬	子犬	計		成犬	子犬	計	返還犬	譲渡犬	計	返還犬	譲渡犬	計	返還犬	譲渡犬	計			成猫	子猫	計		犬(再掲)	猫	その他	計	
千種	20	2	( <sup>○</sup> ) 22	11	-	( <sup>○</sup> ) 11	14	8	2	10	4	12	16	4	10	14	1	12	13	1	-	8	20	28	101	(1)	25	-	26	
東	7	-	(1) 7	1	-	( <sup>○</sup> ) 1	7	3	-	3	2	2	3	2	2	4	-	3	3	-	-	2	20	22	33	(2)	11	-	13	
北	22	-	( <sup>○</sup> ) 22	12	-	(1) 12	14	4	-	4	4	8	4	4	8	-	4	4	-	-	-	5	39	44	54	( <sup>○</sup> )	10	1	11	
西	19	-	(1) 19	3	-	( <sup>○</sup> ) 3	14	3	-	3	4	7	7	3	9	7	1	3	4	-	-	14	18	32	38	(2)	17	-	19	
中村	17	-	( <sup>○</sup> ) 17	5	-	( <sup>○</sup> ) 5	7	5	1	6	2	7	9	2	7	9	-	7	7	-	-	9	53	62	99	( <sup>○</sup> )	16	-	16	
中	10	-	( <sup>○</sup> ) 10	6	-	( <sup>○</sup> ) 6	3	2	-	2	1	2	3	2	2	4	-	2	2	-	-	3	2	5	36	( <sup>○</sup> )	4	-	4	
昭和	10	-	(4) 10	4	-	( <sup>○</sup> ) 4	10	5	-	5	1	6	9	4	6	10	1	5	6	-	-	13	20	38	17	( <sup>○</sup> )	8	-	8	
瑞穂	14	-	( <sup>○</sup> ) 14	2	-	( <sup>○</sup> ) 2	10	8	-	8	3	7	10	3	8	11	1	8	9	-	-	13	9	22	62	(2)	18	-	20	
熱田	5	-	( <sup>○</sup> ) 5	3	-	( <sup>○</sup> ) 3	2	1	-	1	-	1	1	-	1	1	-	1	1	-	-	5	12	17	34	(1)	5	-	6	
中川	42	-	( <sup>○</sup> ) 42	20	-	(1) 20	22	7	2	9	4	9	18	9	9	18	3	10	18	-	-	43	87	130	195	(2)	25	1	28	
港	30	-	( <sup>○</sup> ) 30	12	4	( <sup>○</sup> ) 16	17	3	-	3	9	3	12	9	3	12	1	3	4	-	-	12	26	38	60	( <sup>○</sup> )	18	-	18	
南	26	-	( <sup>○</sup> ) 26	13	-	( <sup>○</sup> ) 13	16	8	1	9	4	9	15	6	9	15	1	8	9	1	1	6	20	26	63	(1)	14	-	15	
守山	24	1	( <sup>○</sup> ) 25	10	-	( <sup>○</sup> ) 10	12	10	1	11	2	10	11	2	9	11	1	12	18	-	-	17	33	50	115	(1)	8	2	11	
緑	50	-	( <sup>○</sup> ) 50	4	-	( <sup>○</sup> ) 4	31	12	2	14	5	12	20	8	12	20	2	15	17	-	-	14	29	43	52	( <sup>○</sup> )	24	-	24	
名東	22	-	( <sup>○</sup> ) 22	5	-	( <sup>○</sup> ) 5	20	13	1	14	4	13	19	7	13	20	2	13	15	-	-	11	18	29	71	(3)	12	-	15	
天白	24	-	( <sup>○</sup> ) 24	6	-	( <sup>○</sup> ) 6	22	3	-	3	2	2	6	4	2	6	-	1	1	1	1	15	17	32	42	(2)	10	-	12	
市外	-	-	( <sup>○</sup> ) -	-	-	( <sup>○</sup> ) -	-	39	1	40	-	13	14	-	-	-	-	28	28	-	-	-	-	-	-	-	( <sup>○</sup> )	-	-	-
合計	342	3	(6) 345	117	4	(2) 121	221	134	11	145	44	100	181	70	100	170	14	135	149	3	2	190	423	613	1,072	(17)	225	4	246	

(注) 標章記号について、「一」は計数のない場合

\*1捕獲した区で計上

\*2当該犬の所在地の区で計上

(2) 月別

	捕獲犬(頭)			引取犬(頭)			譲渡犬(頭)			鑑札交付(件)			予防注射(件)			注射済票交付(件)			マイクロチップ装着(件)			措置命令(件)	命令違反(件)	引取猫(頭)			自活不能猫(頭)	負傷動物(頭)			
	成犬	子犬	計	成犬	子犬	計	成犬	子犬	計	返還犬	譲渡犬	計	返還犬	譲渡犬	計	返還犬	譲渡犬	計	返還犬	譲渡犬	計			成猫	子猫	計		犬(再掲)	猫	その他	計
4月	24	-	(-) 24	7	-	(-) 7	17	5	12	3	12	15	10	14	24	10	12	22	4	17	21	-	-	3	77	80	266	(2)	16	-	18
5月	35	-	(-) 35	20	-	(-) 20	16	16	2	9	11	11	4	12	16	4	9	13	2	13	15	1	-	26	101	225	(1)	31	-	32	
6月	32	-	(-) 32	18	-	(-) 18	16	16	4	11	15	9	13	22	11	11	22	1	13	14	1	-	8	87	95	137	(1)	29	-	30	
7月	27	-	(1) 27	12	-	(-) 12	14	14	6	12	18	8	13	21	7	12	19	-	13	13	-	-	21	45	66	128	(2)	26	-	28	
8月	41	-	(-) 41	10	-	(1) 10	8	8	12	7	19	12	8	20	12	7	19	3	6	9	-	-	23	15	38	130	(4)	21	-	25	
9月	26	-	(-) 26	10	-	(-) 10	7	7	2	4	6	2	4	6	2	4	6	1	6	7	-	-	8	17	25	68	(2)	20	-	22	
10月	24	3	(-) 27	5	-	(-) 5	12	12	-	7	7	3	8	11	4	7	11	1	12	13	-	-	36	52	88	57	(2)	18	1	21	
11月	28	-	(-) 28	4	-	(-) 4	9	9	1	7	8	4	7	11	4	7	11	1	10	11	-	-	13	16	29	11	(-) 13	-	13		
12月	29	-	(1) 29	6	4	(-) 10	9	2	2	9	11	3	10	13	4	9	13	-	13	13	1	1	15	2	17	-	(2)	10	-	12	
1月	31	-	(4) 31	7	-	(-) 7	14	14	4	10	14	4	13	17	5	10	15	-	17	17	-	-	7	3	10	4	(-) 11	-	11		
2月	19	-	(-) 19	13	-	(1) 13	5	1	3	5	8	2	5	7	2	5	7	1	6	7	-	-	15	-	15	16	(1)	11	1	13	
3月	26	-	(-) 26	5	-	(-) 5	12	12	5	7	12	5	8	13	5	7	12	-	9	9	-	-	15	8	23	30	(-) 19	2	21		
合計	342	3	(6) 345	117	4	(2) 121	134	11	44	100	144	66	115	181	70	100	170	14	135	149	3	2	190	423	613	1,072	(17)	225	4	246	

(注) 標章記号について、「一」は計数のない場合

## 2 捕獲及び返還状況

### (1) 区別

単位：頭

	捕 獲 方 法						返還犬の飼育日数									
	通 常 捕 獲	捕 獲 箱	薬 物 掃 討	麻 酔 銃	吹 き 矢	計	0 日 (抑 留日)	1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日	8 日 以上	計
千種	22	-	-	-	-	22	5	4	4	-	-	-	-	-	-	13
東	7	-	-	-	-	7	4	3	-	-	-	-	-	-	-	7
北	22	-	-	-	-	22	6	3	-	-	1	-	-	-	2	12
西	19	-	-	-	-	19	6	2	2	-	1	-	-	2	-	13
中村	17	-	-	-	-	17	1	3	2	-	1	1	-	-	-	8
中	10	-	-	-	-	10	2	1	-	-	-	-	-	-	-	3
昭和	10	-	-	-	-	10	1	5	1	2	-	-	-	-	1	10
瑞穂	14	-	-	-	-	14	2	5	1	2	-	-	-	-	-	10
熱田	5	-	-	-	-	5	-	1	-	1	-	-	-	-	-	2
中川	42	-	-	-	-	42	5	6	5	2	2	1	-	-	2	23
港	30	-	-	-	-	30	5	5	4	1	1	1	-	1	-	18
南	26	-	-	-	-	26	2	10	-	1	1	2	1	-	1	18
守山	24	1	-	-	-	25	6	4	1	-	-	1	-	-	1	13
緑	50	-	-	-	-	50	10	10	7	2	-	2	-	-	-	31
名東	22	-	-	-	-	22	2	12	3	1	1	1	-	-	-	20
天白	24	-	-	-	-	24	12	5	2	-	1	-	-	-	-	20
合計	344	1	-	-	-	345	69	79	32	12	9	9	1	3	7	221

(注) 標章記号について、「-」は計数のない場合

## (2) 月別

単位：頭

	捕 獲 方 法						返還犬の飼育日数									
	通 常 捕 獲	捕 獲 箱	薬 物 掃 討	麻 酔 銃	吹 き 矢	計	0 日 ( 抑 留 日)	1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日	8 日 以 上	計
4月	24	-	-	-	-	24	2	5	6	1	1	1	-	1	-	17
5月	35	-	-	-	-	35	8	6	4	-	-	-	1	-	1	20
6月	32	-	-	-	-	32	7	8	2	4	-	-	-	-	-	21
7月	27	-	-	-	-	27	6	6	-	2	3	1	-	-	-	18
8月	41	-	-	-	-	41	8	10	5	1	1	2	-	-	2	29
9月	26	-	-	-	-	26	7	5	2	-	1	1	-	-	1	17
10月	26	1	-	-	-	27	5	11	2	-	-	-	-	-	-	18
11月	28	-	-	-	-	28	6	4	2	2	-	1	-	1	-	16
12月	29	-	-	-	-	29	7	6	4	1	2	1	-	-	-	21
1月	31	-	-	-	-	31	4	7	1	1	-	2	-	1	3	19
2月	19	-	-	-	-	19	5	6	1	-	1	-	-	-	-	13
3月	26	-	-	-	-	26	4	5	3	-	-	-	-	-	-	12
合計	344	1	-	-	-	345	69	79	32	12	9	9	1	3	7	221

(注) 標章記号について、「-」は計数のない場合

### 3 指導班活動状況

#### (1) 区別

単位：件

	捕獲	自活不能猫	負傷動物	巡回調査	動物取扱業監視	特定動物監視	愛護											その他	合計	
							移動ふれあい教室	移動動物愛護教室	移動ワンニャンなごやか教室	犬の移動しつけ方教室	犬のしつけ方相談（集合注射会場）	犬のしつけ方相談（区民まつり等）	しつけ・飼い方指導（個別）	猫の移動飼い方教室	動物愛護普及啓発活動	巡回指導	その他			計
千種	25	17	21	-	11	12	2	1	2	-	1	2	-	-	2	5	2	17	3	81
東	7	6	11	-	12	-	-	1	1	2	1	-	1	1	1	-	1	9	-	38
北	31	19	17	-	19	-	-	2	1	-	1	2	1	-	2	-	-	9	2	66
西	18	12	19	-	32	-	2	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	6	-	69
中村	20	28	21	-	15	-	1	1	1	-	1	1	-	-	1	-	-	6	-	70
中	8	12	8	-	10	-	1	3	-	-	1	1	-	-	1	-	4	11	2	43
昭和	16	10	9	-	13	-	-	3	1	5	1	1	-	-	1	-	2	14	-	46
瑞穂	16	16	19	-	6	-	1	2	1	3	1	1	2	2	1	-	-	14	1	56
熱田	7	11	5	-	5	-	-	1	1	1	1	-	-	-	1	-	-	5	1	27
中川	58	50	31	7	12	-	-	1	1	-	1	-	1	-	-	1	1	6	5	111
港	63	27	24	29	37	3	4	1	3	3	1	-	-	-	-	-	-	12	2	134
南	31	17	18	-	12	8	4	1	1	3	1	1	-	-	1	1	-	13	1	69
守山	48	19	10	22	14	-	2	1	1	3	1	-	2	-	-	-	-	10	-	75
緑	50	14	26	-	24	1	-	1	2	6	1	2	-	-	2	-	-	14	2	81
名東	22	12	9	-	13	-	-	2	3	2	1	-	7	-	-	-	-	15	-	49
天白	44	13	9	14	13	-	-	-	2	-	1	-	-	-	-	-	-	3	1	53
市外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	1
合計	464	283	257	72	248	24	17	22	22	29	16	11	14	3	13	7	11	165	20	1,069

(注) 標章記号について、「-」は計数のない場合

(2) 月別

単位：件

	捕獲	自活不能猫	負傷動物	巡回調査	動物取扱業監視	特定動物監視	愛護											その他	合計	
							移動ふれあい教室	移動動物愛護教室	移動ワンニャンなごやか教室	犬の移動しつけ方教室	犬のしつけ方相談(集合注射会場)	犬のしつけ方相談(区民まつり等)	しつけ・飼い方指導(個別)	猫の移動飼い方教室	動物愛護普及啓発活動	巡回指導	その他			計
4月	34	51	20	-	-	-	-	-	-	-	16	1	-	-	1	-	-	18	-	89
5月	33	56	34	-	-	-	7	1	1	2	-	-	1	-	-	-	-	12	-	102
6月	38	48	32	-	-	-	4	2	2	2	-	-	-	-	-	-	-	10	-	90
7月	38	34	27	-	50	-	-	1	5	6	-	-	2	1	-	-	1	16	-	127
8月	49	36	19	-	3	-	3	-	2	1	-	1	2	-	1	-	-	10	-	68
9月	33	25	22	-	1	-	-	1	1	2	-	1	4	1	1	1	3	15	-	63
10月	47	19	22	16	10	14	1	4	2	3	-	6	-	1	6	3	2	28	-	109
11月	40	4	16	12	1	2	-	3	2	8	-	1	1	-	1	1	1	18	-	53
12月	31	-	11	4	99	6	-	2	3	1	-	-	3	-	1	-	1	11	-	131
1月	38	2	14	13	62	2	-	2	2	1	-	-	-	-	-	-	2	7	-	100
2月	40	2	17	14	22	-	-	3	1	3	-	-	1	-	-	1	-	9	-	64
3月	43	6	23	13	-	-	2	3	1	-	-	1	-	-	2	1	1	11	-	53
合計	464	283	257	72	248	24	17	22	22	29	16	11	14	3	13	7	11	165	-	1,049

(注) 標章記号について、「-」は計数のない場合

#### 4 殺処分（収容時又は収容中に死亡した犬猫等を含む）頭数

単位：頭

	総数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
成犬	114	7	15	17	6	12	10	7	8	8	8	7	9
子犬	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	114	7	15	17	6	12	10	7	8	8	8	7	9
成猫	334	15	45	24	42	28	26	43	23	22	12	23	31
子猫	1,295	294	300	187	180	125	84	77	29	2	1	2	14
小計	1,629	309	345	211	222	153	110	120	52	24	13	25	45
その他の動物	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
計	1,744	316	360	228	228	165	120	128	60	32	21	32	54

(注) 標章記号について、「-」は計数のない場合

5 狂犬病予防事業及び動物愛護に関する事業推移表 その1 (年度別)

年 度	処 理 ・ 抑 留 の 別	捕 獲 犬	引 取 成 犬	引 取 子 犬	引 取 犬 小 計	引 取 成 猫	引 取 子 猫	自 活 不 能 猫	負 傷 猫 等	猫 等 小 計	合 計	捕 獲 犬 返 還 頭 数
平成 15	処 理 件 数	1,014	210		210	835		721	236	1,792	3,016	314
	抑 留 頭 数	765	278	97	375	484	2,658	3,122	228	6,492	7,632	
平成 16	処 理 件 数	883	156		156	665		775	254	1,694	2,733	300
	抑 留 頭 数	673	222	93	315	451	2,033	2,768	242	5,494	6,482	
平成 17	処 理 件 数	764	191		191	690		1,022	215	1,927	2,882	274
	抑 留 頭 数	638	301	124	425	442	1,797	3,243	219	5,701	6,764	
平成 18	処 理 件 数	754	180		180	687		775	253	1,715	2,649	259
	抑 留 頭 数	552	241	53	294	404	1,694	3,135	249	5,482	6,328	
平成 19	処 理 件 数	761	177		177	631		737	261	1,629	2,567	261
	抑 留 頭 数	524	260	49	309	459	1,498	3,071	253	5,281	6,114	
平成 20	処 理 件 数	696	139		139	638		791	239	1,668	2,503	222
	抑 留 頭 数	482	211	63	274	471	1,317	3,128	236	5,152	5,908	
平成 21	処 理 件 数	648	128		128	469		753	212	1,434	2,210	199
	抑 留 頭 数	375	221	24	245	389	1,090	2,979	206	4,664	5,284	
平成 22	処 理 件 数	434	118		118	355		688	226	1,269	1,821	175
	抑 留 頭 数	339	216	11	227	302	909	2,820	225	4,256	4,822	
平成 23	処 理 件 数	417	112		112	216		611	251	1,078	1,607	204
	抑 留 頭 数	340	196	12	208	263	469	2,377	249	3,358	3,906	
平成 24	処 理 件 数	464	/		/	/		283	257	540	1,004	221
	抑 留 頭 数	345	117	4	121	190	423	1,072	229	1,914	2,380	

(注) 標章記号について、「-」は計数のない場合

6 狂犬病予防事業及び動物愛護に関する事業推移表 その2 (年度別)

年 度	処分頭数				犬実態調査 (推定頭数)		こう傷事故						避妊・去勢手術 補助金交付件数				全 市 苦 情 受 付 件 数	愛 護 指 導 業 務 処 理 件 数		
	犬	猫	学 術 研 究 用 犬 猫	負 傷 動 物 (犬猫を除く) 計	飼 犬	野 犬	発生件数			観察犬 数		被 害 者 数	犬		猫				計	
							飼 犬	野 犬	計	捕 獲 犬	引 取 犬		避 妊	去 勢	避 妊	去 勢				
																				犬
平成 15	628	6,427	-	7	7,062	-	102	85	4	89	7	2	89	655	470	1,645	1,157	3,927	14,225	327
平成 16	465	5,391	-	9	5,865	-	-	87	1	88	2	-	89	622	519	1,673	1,203	4,017	13,061	352
平成 17	544	5,602	-	4	6,150	-	86	75	1	76	6	1	76	807	624	2,069	1,394	4,894	14,056	249
平成 18	393	5,365	-	2	5,760	-	-	80	4	84	7	-	88	832	762	1,976	1,365	4,935	15,240	240
平成 19	356	5,158	-	4	5,518	-	49	74	6	80	4	-	82	973	811	1,878	1,396	5,058	16,235	181
平成 20	291	4,992	-	3	5,286	-	-	95	10	105	3	4	113	939	856	1,900	1,454	5,149	17,180	204
平成 21	207	4,521	-	2	4,730	-	30	87	8	95	3	1	96	955	860	1,852	1,457	5,124	17,282	184
平成 22	203	4,059	-	4	4,266	-	-	56	3	59	2	2	66	1,006	888	1,854	1,393	5,141	17,627	184
平成 23	174	3,125	-	-	3,299	-	20	86	7	93	4	2	94	991	892	1,873	1,392	5,148	17,725	177
平成 24	114	1,629	-	1	1,744	-	-	47	7	54	6	2	51	1,069	905	2,239	1,757	5,970	18,854	165

(注) 標章記号について、「-」は計数のない場合

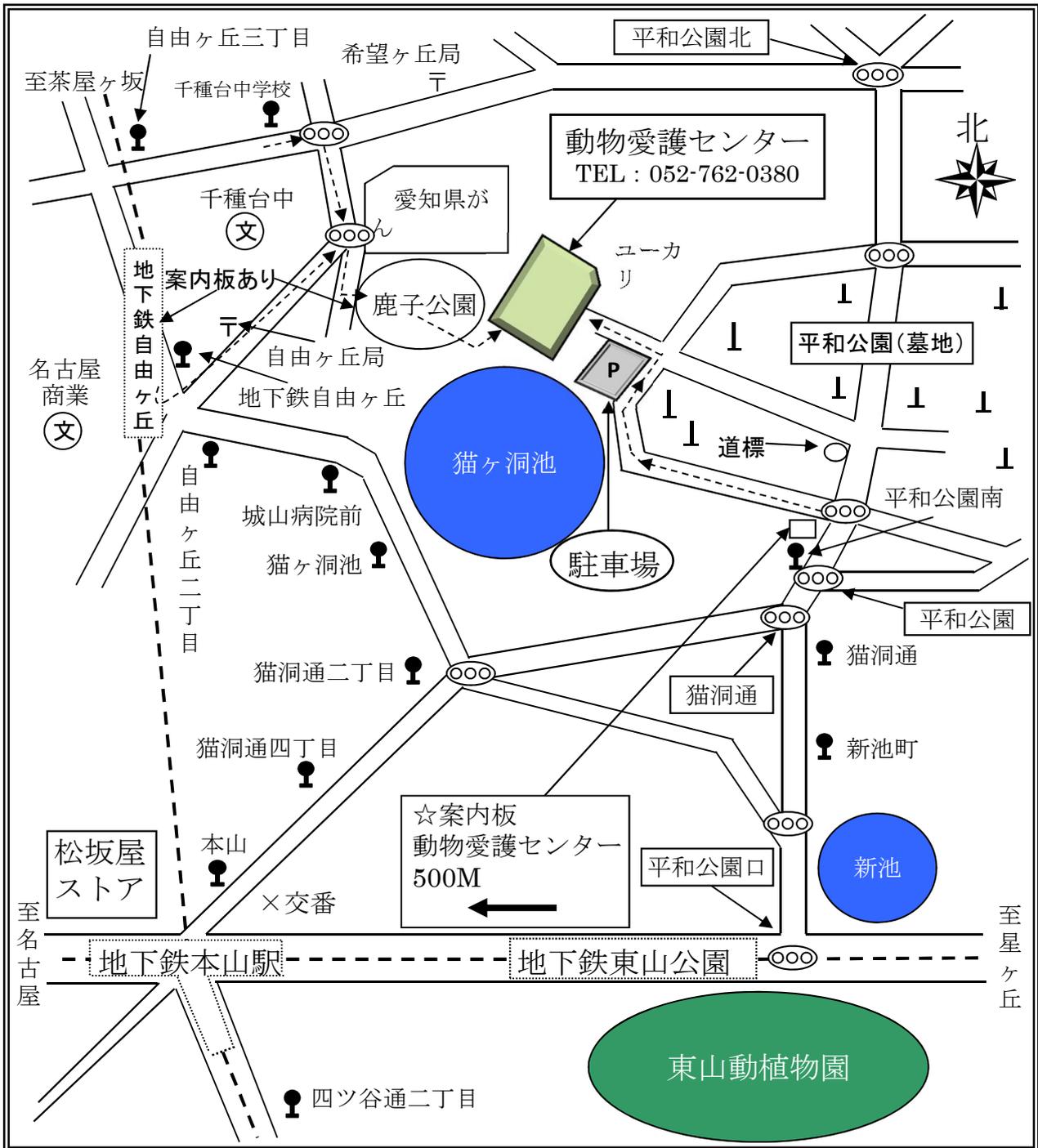


## (2) 事業別実績数

		22年度		23年度		24年度	
		開催回数	参加人数	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数
動物愛護を啓発する教室	なかよしワンワン教室	20	828	16	605	16	462
	動物愛護教室	111	1,325	90	1,321	51	1,035
	動物体験教室	50	175	57	191	24	70
	移動ふれあい教室	25	2,689	29	2,339	38	2,444
	愛護館夏休みガイドツアー	6	321	5	251	4	163
	犬猫のひみつ「もっと知ろう!犬・猫」	4	221	3	140	3	156
	その他の教室等	5	198	20	3,656	21	5,695
動物介在活動	所内ワンニャンなごやか教室	61	1,066	49	840	33	689
	所外ワンニャンなごやか教室	34	1,239	26	897	21	761
動物適正飼養啓発教室	犬のしつけ方教室	15	288	15	329	15	257
	犬のしつけ相談(実技・個別)	32	162	33	104	38	154
	パピー教室	12	220	12	223	10	242
	狂注会場でのしつけ方相談	15	319	16	221	16	239
	区民祭等でのしつけ方相談	9	302	19	380	11	280
	犬の移動しつけ方教室	35	760	35	568	29	505
	犬の飼い方教室	277	643	169	533	200	476
	猫の飼い方教室	67	323	67	334	137	456
	猫の室内飼育モデル事業	28	1,344	30	1,325	21	1,048
	犬の散歩指導	1,317	3,631	1,095	2,965	358	955
	その他の教室等	7	101	14	252	21	694
子犬の飼主募集会		3	38	—	—	—	—
動物取扱責任者認定研修		2	50	2	52	2	48
動物取扱責任者継続研修		3	532	3	541	3	558
動物愛護週間行事	動物フェスティバル(センターコーナー)	1	1,300	1	1,400	1	1,700
	W a nニャンふれあいD a y	1	2,220	1	2,130	1	2,120
その他の講習会		16	123	16	179	18	230



# IV 名古屋市動物愛護センター案内



☆ 交通機関

- ① 地下鉄自由ヶ丘駅2番出口から 徒歩15分 (鹿子公園経由)
- ② 基幹バス2 千種台中学校下車 徒歩10分 (鹿子公園経由)
- ③ 地下鉄星ヶ丘駅から市バス (地下鉄自由ヶ丘駅行)

平和公園南下

〒464-0022

名古屋市千種区平和公園2 - 106

TEL 762-0380